

日時：令和2年2月25日（火）
10時00分～12時00分
場所：大和信用金庫 八木支店 3階 第1会議室

第1回 橿原市教育施設再配置検討審議会

次 第

1	開会	10：00～10：15
2	会長の選出等	10：15～10：25
3	諮問	10：25～10：35
4	議事	
	1) 橿原市教育施設再配置基本方針	10：35～11：55
	2) 実施計画検討について	資料説明：45分程度
	3) 今後の検討スケジュールについて	質疑応答：35分程度
	4) 再編の進め方について	
5	その他	11：55～
6	閉会	～12：00

・配布資料

次第

資料01_橿原市執行機関の附属機関に関する条例

資料02_橿原市教育施設再配置検討審議会規則

資料03_橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

資料04_委員名簿

資料05_橿原市教育施設再配置基本方針【概要版】

資料06_これまでの検討経緯 / 検討対象施設と再編実施時期 / 検討項目について

資料07_今後の検討スケジュールについて

資料08_再編の進め方

補足資料01_就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針【概要版】

補足資料02_橿原市学校教育の指導方針【H31年度】

補足資料03_学校区別の園児児童生徒数推計の方法

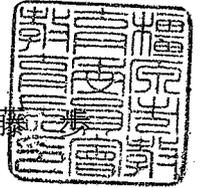
補足資料04_検討データ集



檀教総第 200 号
令和 2 年 2 月 25 日

檀原市教育施設再配置検討審議会
会長 様

檀原市教育委員会
教育長職務代理者 伊藤 謙



諮 問 書

現在、檀原市立小中学校（以下「檀原市立学校」という。）は、小学校が 16 校、中学校が 6 校あり、今後、人口減少と少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、子どもたちが集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、教育的な視点でこうした課題の解消を図っていくことが求められています。

また、檀原市立学校は人口急増期に集中的に整備されたため、施設の老朽化も課題となっており、今後 20 年で多くの建物が建築後 60 年を経過し、建替時期を迎えることから、今後の維持補修や更新費用なども勘案して、見直しを図らなければなりません。

つきましては、檀原市公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、檀原市教育施設再配置基本方針に基づき、限られた人材や財源等をより効果的・効率的に活用して、檀原市立学校を計画的に再編整備し、再編後の充実した教育活動の実現に資するため、下記の事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- (1) 2025 年度までの檀原市立学校の再配置実施計画（第 1 期）に関する事項
- (2) 再配置実施に伴って生じることが想定される諸課題への対応に関する事項

○橿原市執行機関の附属機関に関する条例

平成24年12月27日条例第23号

改正

平成25年9月30日条例第11号
平成27年3月31日条例第5号
平成27年9月30日条例第30号
平成28年3月31日条例第7号
平成28年6月30日条例第28号
平成28年9月30日条例第33号
平成28年12月28日条例第39号
平成28年12月28日条例第42号
平成29年9月29日条例第22号
平成30年1月18日条例第1号
平成30年10月5日条例第27号
平成30年12月28日条例第34号
平成31年3月29日条例第3号
令和元年9月30日条例第22号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置及び担当事務)

第2条 橿原市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)として、別表の附属機関の欄に掲げる機関を置く。

2 附属機関が担任する事務は、別表の担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員(特別委員、臨時委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表の委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関(法令又は他の条例の規定により設置する橿原市の執行機関の附属機関を含む。以下この項及び次条から第6条までにおいて同じ。)が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委員の選任基準)

第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 橿原市男女共同参画推進条例(平成18年橿原市条例第4号)第9条第1項の男女共同参画の推進に関する基本となる計画に定める女性比率目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めること。

(2) 市民の意見を反映させるため、可能な限り公募による委員の選任に努めること。

(3) 担任する事務に関係する団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限らず、広くその構成員の中から推薦を受けるよう努めること。

(会議の公開)

第5条 附属機関の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 法令の規定により非公開とされているとき。

(2) 橿原市情報公開条例(平成10年橿原市条例第15号)第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し調査審議等を行うとき。

(3) 公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(守秘義務)

第6条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その委員の職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(橿原市行政改革推進委員会設置条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 橿原市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年橿原市条例第1号)
- (2) 橿原市総合計画策定審議会条例(平成24年橿原市条例第20号)
- (3) 橿原市市町村合併促進審議会設置条例(昭和31年橿原市条例第78号)
- (4) 橿原市特別職報酬等審議会条例(昭和40年橿原市条例第18号)
- (5) 橿原市スポーツ推進審議会設置条例(昭和37年橿原市条例第12号)
- (6) 橿原市人権審議会設置条例(平成14年橿原市条例第21号)
- (7) 橿原市住居表示審議会条例(昭和40年橿原市条例第19号)

附 則 (平成25年条例第11号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第5号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第7号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第5条 この条例の施行の際、現に改正前橿原市個人情報保護条例第36条第4項の規定により個人情報保護制度運営審議会の委員として委嘱されている者は、第4条の規定による改正後の橿原市執行機関の附属機関に関する条例に規定する橿原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員として任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、平成28年6月30日までとする。

附 則 (平成28年条例第28号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第39号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第42号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日条例第22号)

檀原市教育施設再配置検討審議会

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成30年1月18日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成30年10月5日条例第27号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成30年12月28日条例第34号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成31年3月29日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和元年9月30日条例第22号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表 (第2条、第3条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	檀原市総合政策審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項についての審議に関する事務	15人以内
	檀原市情報公開・個人情報保	情報公開制度及び個人情報保護	10人以内

榎原市教育施設再配置検討審議会

護制度運営審議会	制度の運営全般に関する重要事項についての調査審議に関する事務	
榎原市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長及び副市長その他特別職の職員の給料又は報酬の額についての審議に関する事務	10人以内
榎原市公金管理対策委員会	公金の管理に関する重要事項についての審議に関する事務	9人以内
榎原市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議に関する事務	5人以内
榎原市新本庁舎建設検討委員会	新本庁舎建設事業の推進についての調査審議に関する事務	12人以内
榎原市市有施設再配置検討審議会	市有施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
榎原市スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項についての審議に関する事務	10人以内
榎原市人権審議会	人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項についての審議に関する事務	20人以内
榎原市飛騨コミュニティセンター運営委員会	飛騨コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
榎原市大久保コミュニティセンター運営委員会	大久保コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
榎原市地域福祉推進計画策定委員会	地域福祉推進計画の策定についての審議に関する事務	20人以内
榎原市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に基づく入所措置等の要否についての審査に関する事務	5人以内
榎原市障がい者福祉基本計画等策定委員会	障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
榎原市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの運営についての調査審議に関する事務	18人以内
榎原市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
榎原市二次救急医療運営委員会	二次救急医療の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内
榎原地区救急医療協議会	榎原地区の救急医療の運営につ	25人以内

檜原市教育施設再配置検討審議会

		いての審議に関する事務	
	檜原市母子保健推進協議会	母子保健計画の実施に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	檜原市予防接種健康被害等調査委員会	檜原市が実施した予防接種に関連して発生した健康被害等についての調査審議に関する事務	10人以内
	檜原市成人保健推進協議会	成人保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	檜原市歯科保健推進協議会	歯科保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	檜原市健康づくり推進協議会	健康づくりの推進に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	檜原市自殺対策連絡協議会	自殺対策事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内
	檜原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会	一般廃棄物処理施設の長期包括運営委託の実施に際して、事業者の選定及び事業推進についての審査に関する事務	10人以内
	檜原市住居表示審議会	住居表示の施行に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	檜原市市民活動推進会議	市民との協働によるまちづくりを推進するための施策についての審査に関する事務	10人以内
	檜原市農業振興地域整備推進協議会	農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施についての審議に関する事務	15人以内
	檜原市青年等就農計画認定審査会	青年等就農計画の認定及び変更の認定に関する事務	10人以内
	檜原市観光基本計画審議会	檜原市観光基本計画の進捗管理、事業評価及び見直しについての審議に関する事務	8人以内
	檜原市社会資本総合整備計画評価委員会	社会資本総合整備計画の中間及び事後評価等についての審議に関する事務	5人以内
	檜原市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議に関する事務	12人以内
教育委員会	檜原市教育施設再配置検討審議会	教育施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	檜原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会	保育所及び幼稚園の適正配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	檜原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援についての調査助言に関する事務	20人以内

橿原市教育施設再配置検討審議会

	橿原市学校給食運営委員会	学校給食の運営に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	橿原市青少年センター運営委員会	青少年センターにおける企画実施についての審議に関する事務	8人以内
	橿原市高齢者大学校運営委員会	高齢者大学校の運営についての審議に関する事務	8人以内

○橿原市教育施設再配置検討審議会規則

平成27年3月30日教育委員会規則第14号

改正

平成29年3月28日教育委員会規則第9号

橿原市教育施設再配置検討審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条の規定に基づき、橿原市教育施設再配置検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) その他教育長が適当と認めた者

2 委員は、教育長からの諮問に係る審議が終了したときをもって、その職を解かれるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

平成18年3月1日告示第39号

改正

平成23年4月1日告示第84号

平成24年12月27日告示第280号

橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の機能の充実及び運営の効率化を図るとともに、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、市政への市民参画の促進と公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は、除くものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 市民、関係団体、有識者（審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。）等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、規程、要綱等（以下「規則等」という。）に基づき設置する協議会、懇談会その他の会議

(審議会等の設置)

第3条 審議会等は、法律又は政令（以下「法令」という。）で設置が義務づけられたものを除き、その設置の必要性を十分に検討し、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められる場合に限り設置するものとする。

- 2 審議会等で設置期間の終期を設定できるものについては、当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。

(審議会等の見直し)

第4条 審議会等については、その所掌事務及び委員の構成の見直し並びに会議の運営等の改善により機能の充実及び運営の効率化に努めなければならない。

- 2 審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。
 - (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により設置の必要性が低下したと認められるもの
 - (2) 過去の開催実績又は付議される案件が少ない等活発でないもの
 - (3) 所掌事務、委員の構成等が他の審議会等と類似し、又は重複するもの。

(組織)

第5条 審議会等の組織は、法令又は条例に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は、原則として15人以内とする。
- (2) 審議会等の長は、委員の互選により定めるものとする。

(委員の選任基準)

第6条 委員の選任（改選による選任を含む。以下同じ。）に当たっては、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任すること。
- (2) 市議会議員及び市職員は、原則として選任しないこと。
- (3) 公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めること。

(適正な運営)

第7条 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求める等審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

檜原市教育施設再配置検討審議会

(会議開催の公表)

第8条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前(以下「開催公表日」という。)までに、会議開催について公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び広報広聴課における閲覧の方法により行うものとする。

3 審議会等の会議の開催の公表事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 開催公表日までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分

(6) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、傍聴定員及び傍聴手続

(7) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあっては、非公開とする理由

(8) その他必要と認める事項

(会議の公開方法等)

第9条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議録の作成等)

第10条 審議会等は、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。ただし、審議会等の長が、特にその必要がないと認めたものは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席者(委員及び事務局)

(5) 議題

(6) 審議内容

(7) その他必要と認める事項

2 前項第6号の審議内容の記録の形式及び会議録の確定方法の決定については、各審議会等の会議において個別に定める。

3 会議を公開した審議会等の会議録については公表しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、審議会等の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年1回公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 第6条の規定は、平成18年10月1日以降に選任される審議会等の委員の選任(再任を含む。)から適用する。

附 則(平成23年4月1日告示第84号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成24年12月27日告示第280号)

この要綱は、告示の日から実施する。

本検討委員会の委員名簿

所属・役職	氏名
学校法人冬木学園（畿央大学） 学校経営主幹（元奈良県教育長）	フジワラ アキラ 藤原 昭
奈良教育大学 名誉教授	シゲマツ ケイチ 重松 敬一
奈良芸術短期大学 副学長	アマネ トシハル 天根 俊治
天理大学 副学長	オカダ タツキ 岡田 龍樹
元大阪市教育委員会事務局総務部長	ツルタ マサリ 鶴田 勝紀
橿原市自治委員連合会会長	コメダ カツヒコ 米田 勝彦
橿原市自治委員連合会副会長	ヨネカワ ノヒサ 米川 憲久
橿原市自治委員連合会副会長	ナカガワ ハチロウ 仲川 八郎
橿原市PTA連合会代表	カキモト ケンゾウ 柿本 健三
橿原市議会議長	マキオ ユキオ 槇尾 幸雄
橿原市小学校校長会代表	ヨシダ トモコ 吉田 智子
橿原市中学校校長会代表	カノウ マサギク 加藤 雅菊
橿原市労働者福祉協議会代表	タケナカ モトノブ 竹中 基展
公募委員	ヤマナカ フミヨ 山中 文代
公募委員	ナカジマ マサオキ 仲嶋 正起

以上、15名

■ 橿原市教育施設再配置基本方針【概要版】

1.本方針の位置付け

橿原市教育施設は、子どもの数の減少や建物の老朽化等による課題が生じています。

今後はこれらの課題を解消しつつ、多様な教育的ニーズや地域の実情に応じた良好な教育環境を築いていく必要があります。

これら課題解消に向けて、教育施設の再配置の実施が必要になると見込まれるため、「橿原市公共施設等総合管理計画」を踏まえつつ、「橿原市教育施設再配置基本方針」を策定しました。

1.1.対象期間

基本方針は、38年を対象期間として「前期」「中期」「後期」に分割しています。長期間にわたる人口推計値を使用して様々な検討を行っているため、国勢調査の実施結果をもとに5年ごとの人口動向を把握して、基本方針の人口推計値を更新します。

国の仕組みをはじめ、教育ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するために、定期的な見直しを行います。

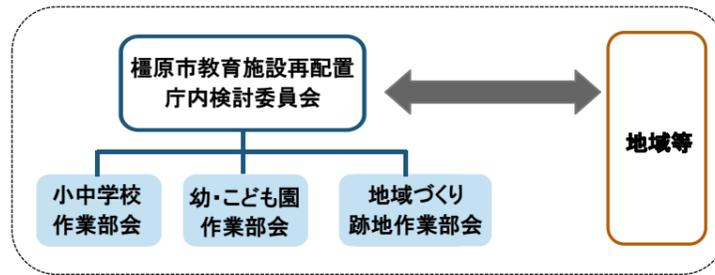
また、基本方針に基づき、10年ごとに実施計画を策定します。

期間	2018年度～2025年度 【8年間】	2026年度～2045年度 【20年間】	2046年度～2055年度 【10年間】
基本方針の流れ	前期	中期	後期
実施計画の流れ	実施計画① 計画策定	実施計画② 計画策定	実施計画③ 計画策定
		実施計画④ 計画策定	

表：対象期間

1.2.推進体制

橿原市では部局間の連携を強化した庁内検討委員会を組織します。基本方針に基づき、地域等への説明を行い、実施計画を策定するに当たっては、地域等、関係者の皆様と協議を行い、より良い教育環境の整備を進めます。



図：推進体制のイメージ

2.橿原市教育施設再配置の基本方針

2.1.橿原市が目指す教育と教育環境

教育は「人づくり」「まちづくり」の基礎となるもので、「まちづくり」は「人」によりなされていくものです。少子高齢化が加速する今日、「人」づくりは重要課題です。また、子どもたちが育っていく社会環境は、知識・情報・技術をめぐる変化が加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、我々の予測を超えた早さで進展するようになってきています。

適正な規模では、経験年数、専門性、男女比等のバランスの取れた教職員配置ができ、より多くの教職員の目で児童生徒を見ることができるほか、運動会や音楽会などの学校行事の運営もスムーズに行うことができます。さらに、教職員の転出入の機会が増えるため、学校の活性化につながりやすくなります。

教育施設の再配置には大きな負担も伴いますが、学校教育が果たす役割を十分に発揮するため、一定の学校規模を確保し、魅力ある学校づくりに力を注ぐことがきわめて重要と考えています。

また、施設整備については、時期を失することなく大規模改造や長寿命化改修などによる安全安心な施設整備を今後も計画的に進めていきます。

成長期にふさわしい教育環境に近づけるためには、再配置は避けては通れない状況にあり、豊かな未来を創造することができる教育環境の構築を目指して取組を進める必要があると考えています。

2.2.基本的な考え方

現在、橿原市には小学校が16校、中学校が6校あり、そのうち既に5小1中学校が小規模校となっています。これらについては、次に示す基本的な考え方に基づき、再配置を推進していきます。

また、教育施設によっては、再配置の時期にあわせて校区・通学区域の見直しを行うものとします。

教育施設の規模に関する考え方

標準規模	・40人（小学1年は35人）1学級の学級編制を行い、学校あたり12～18学級を橿原市の適正な教育施設の規模とする。
------	---

※11学級以下の学校を小規模校、19学級以上の学校を大規模校と区分します。

教育施設の配置に関する考え方

小学校の通学距離	・概ね4kmまでの範囲を橿原市の通学距離とする。
中学校の通学距離	・概ね6kmまでの範囲を橿原市の通学距離とする。

より良い教育環境の整備に際して留意すべき事項

魅力ある学校づくり	・教育施設の再配置は、教育環境の充実を第一義として行うものであることから、教育施設を整備する際には、近年の教育内容・方法に適応する改修を行い、再配置を契機に魅力ある学校づくりを行う。
他の公共施設との複合化	・多様な学習機会の創出や地域コミュニティの活性化に繋がるなどの効果を踏まえて、余裕教室を放課後児童健全育成施設など他の公共施設と複合化して活用する場合は、各施設の管理区分等の明確化や総合的な防犯・防災対策等に留意して、地域とともにある学校づくりを行う。
過渡期における小規模校の教育環境への対応	・教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、地域とのつながりを活かした学習・体験活動の充実や他校との連携を構築するなど、他の教育施設との教育環境に差が生じないように努める。

2.3.再配置実施に際し配慮すべきこと

2.2.基本的な考え方に加え、下記の項目に考慮しながら再配置を進めていきます。

- (1) 既存施設を活用した再配置の実施
- (2) 橿原市学校施設整備基本計画との整合
- (3) 橿原市教育施設再配置実施計画の作成
- (4) 新しい教育環境への対応
- (5) 安全な通学手段の確保

2.4.再配置の進め方

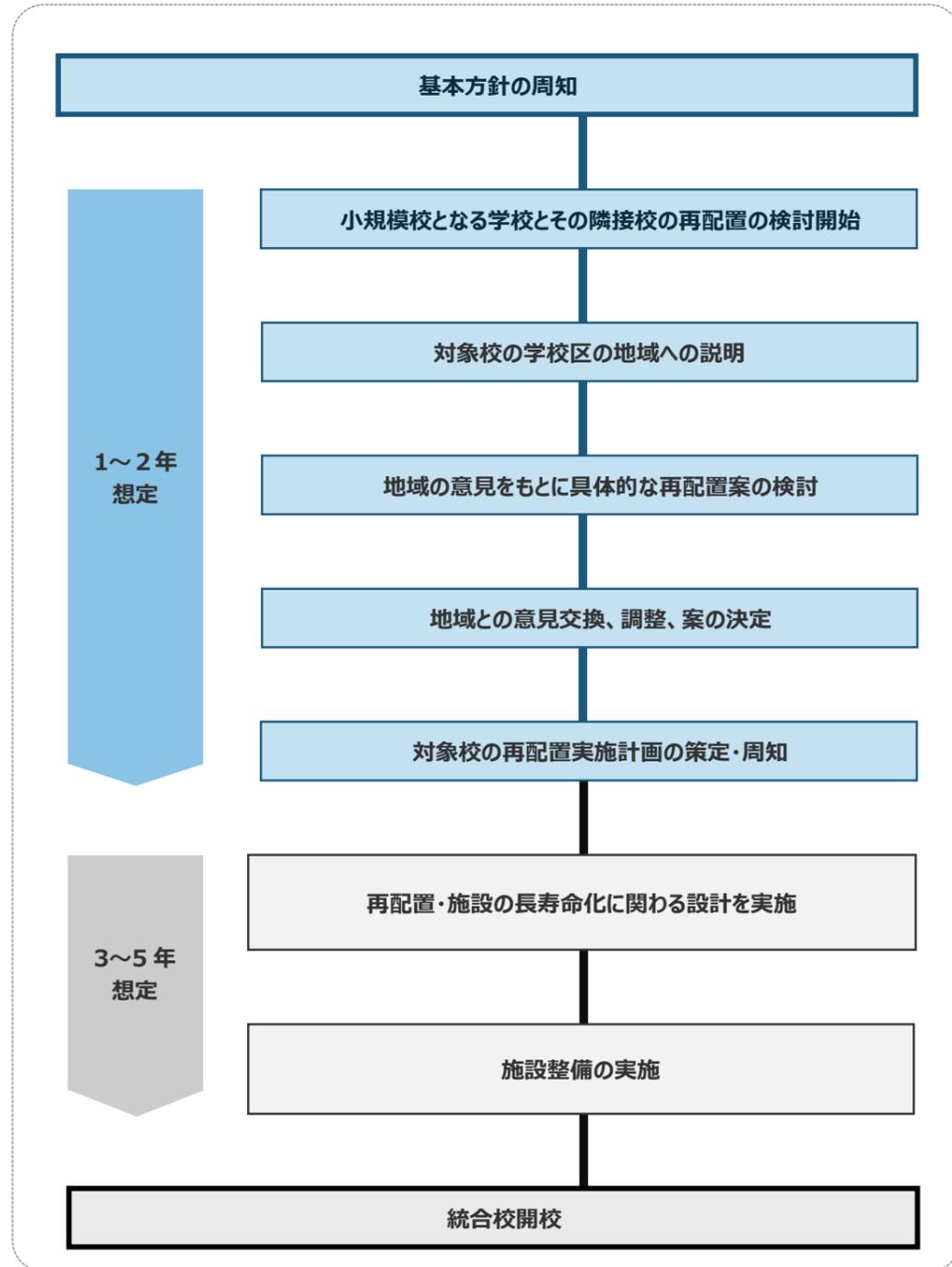
再配置の実施にあたっては、まず、基本方針の内容を基に再配置対象校を選定し、再配置の可否などについて検討を進めていきます。検討後、具体的な統廃合案などを示す再配置実施計画を策定したうえで再配置に着手します。

- (1) 再配置対象校の検討
- (2) 再配置実施計画の策定
- (3) 学校の統廃合など、再配置の実施
- (4) 再配置における施設整備

3.再配置の実施に向けて

再配置の実施にあたっては、基本方針を踏まえ、実施計画を策定した上で進めていきます。

具体的な再配置実施までの流れの一例を下記に示します。実施計画は地域との十分な協議を重ねながら決定していきます。



4.小規模化する学校とその時期

現時点の児童生徒数の推計により、今後 38 年間で小規模化する学校とその時期を以下の表に示します。

	学校施設名	年度	前期		中期				後期	
			現在～2020	2021～2025	2026～2030	2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	2051～2055
畝傍中学校区	畝傍中学校									●
	畝傍南小学校									
	畝傍北小学校					●				
	畝傍東小学校									
八木中学校区	八木中学校									
	鴨公小学校							●		
	晩成小学校				●					
	耳成小学校									
	香久山小学校		●							
大成中学校区	大成中学校			●						
	今井小学校		●							
	真菅小学校									
光陽中学校区	光陽中学校				●					
	金橋小学校									
	新沢小学校		●							
白樺中学校区	白樺中学校		●							
	白樺南小学校		●							
	白樺北小学校		●							
榺原中学校区	榺原中学校									
	真菅北小学校									
	耳成西小学校									●
小規模化する学校数			5小・2中		3小・2中					1小・1中

※赤文字：現時点で既に小規模校

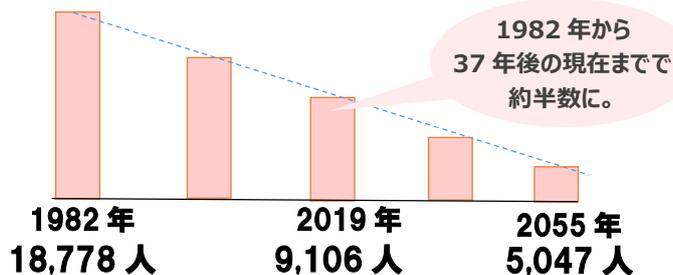
5.再配置の組合せ

現時点において想定される再配置の組合せ案を以下に示します。いずれの組合せにおいても、すべての学校を同時に実施することは困難であるため、再配置を実施するまで、過渡的に小規模校が解消されない期間が長くなる学校が複数発生します。これらの学校に対しては、小規模校の課題に可能な限り対応し、教育環境の維持に努めるものとします。

	年度	前期	中期	後期
		現在～2025	2026～2045	2046～2055
畝傍中学校区		畝傍南小・畝傍北小統合	→	畝傍中・白樺中統合
八木中学校区		●	鴨公小・晩成小・香久山小統合	
大成中学校区		大成中・光陽中統合	→	今井小・真菅小統合
光陽中学校区			→	金橋小編入（大成中学校区） 新沢小統合（白樺南北統合小へ）
白樺中学校区		●	白樺南小・白樺北小統合	
榺原中学校区				真菅北小・耳成西小統合 →

少子化に伴う学校の小規模化

檀原市の児童生徒数の人数は1982年が最も多くなり、18,778人でした。37年後の2019年には9,106人と半数になっており、今後も減少すると推計されています。



檀原市内の公立小中学校の児童生徒数の比較

小中学校の学級数、児童生徒数を比較した表です。1982年と比べると全体的に各校とも児童生徒数が大きく減少しています。なかには約8割の減少率となっている学校があります。

	学校名	1982年		2019年		2055年(推計)	
		学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	畝傍南小学校	28	886	14	400	12	250
	畝傍北小学校	21	641	11	294	6	170
	鴨公小学校	15	420	12	274	6	171
	晩成小学校	21	717	11	301	6	149
	耳成小学校	27	946	15	475	12	324
	今井小学校	15	516	10	268	6	164
	真菅小学校	36	1,362	22	684	12	350
	金橋小学校	27	1,019	15	427	12	248
	香久山小学校	6	218	6	113	6	76
	新沢小学校	20	680	9	224	6	149
	白檀南小学校	28	988	6	126	6	92
	耳成南小学校	30	1,144	21	632	12	300
	真菅北小学校	32	1,204	19	611	12	312
	畝傍東小学校	25	861	21	665	12	310
	白檀北小学校	23	831	7	195	6	88
耳成西小学校	16	558	16	483	6	208	
小 計		370	12,991	215	6,172	138	3,361
中学校	畝傍中学校	27	1,065	18	586	9	351
	八木中学校	44	1,809	24	904	15	492
	大成中学校	29	1,154	12	418	6	239
	光陽中学校	22	844	9	312	6	238
	白檀中学校	16	617	6	149	3	99
	檀原中学校	7	298	15	565	9	267
小 計		145	5,787	84	2,934	48	1,686
合 計		515	18,778	299	9,106	186	5,047

※2055年の推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに算出しています。

「これからの子どもたちの教育環境について考える」

- ・「橿原市教育施設再配置検討審議会」の会長として、「教育施設再配置基本方針」の背景について私見も交えて話したい。
- ・まず、こうして検討をせざるを得ない背景として、「日本社会の構造を変える過去にもない大きな変化」が急速に進みつつあることです。

- ・ひとつは、「少子高齢化社会」への急速な人口動態です。
- ・先ずは「少子化」の状況です。

日本の年少人口動向（0～14才）

1980年代初期	2,700万人
2015年	1,500万人（△45%）
2046年	1,000万人（推定）
2060年	791万人（推定）

橿原市の小・中・幼の人口動向

1982年	20,150人
2017年	9,941人（△50%）
2060年	4,857人（推定）

- ・日本全国の出生率は、1970年代前半の第2次ベビーブーム以降、ここ50年間、毎年下り続けている
- ・昨年2018年の日本全体の出生児童数は、「92万人弱」で合計特殊出生率は、1.42人です。
- ・合計特殊出生率は、14歳から49歳までの女性一人がその年に産んだ子供の数を表す。人口の維持に必要なとされる合計特殊出生率は、2.06人です。
- ・橿原市も2015年統計で合計特殊出生率1.37人で、全国とほぼ同じような状況を示しています。
- ・概観すれば、年少人口はここ40年でほぼ半減し、これから40年後も、年少人口は、年々減少し続け、現在の年少人口の約50%減となる推定されている。
- ・そしてもう一つは「高齢化」の状況です。

日本の総人口

1970年	1億人
2010年	1億2806万人
2025年	1億2114万人（推計）
2050年	1億50万人（推計）

日本の高齢化率（65歳以上）

1970年	7%
2007年	21%
2025年	30%（推計）
2060年	40%以上（推計）

- ・日本の総人口は、2010年に1億2806万人で、その後減少傾向になり、今後30年後には1億人、40年後には9千万人以下になると推計されている。
- ・高齢化率7%以上は「高齢化社会」、14%以上が「高齢社会」と言われる。高齢化率21%以上は「超高齢社会」と呼ばれます。
- ・日本は、すでに2007年（12年前）から、「超高齢社会」に入っている。
- ・日本社会は、この人口構造の大変動の中、「この少子超高齢化時代にどう対応していくか」と言う課題が突きつけられています。
- ・さて、この避けることのできないこの少子超高齢化時代における生徒数の減少に対応して、橿原市も「これからの橿原市の学校のあり方について」は、今、早急に検討すべき事項になっているのです。

- ・ではその時、「児童・生徒における学校教育活動」に関して、まず第1考えるべきは何なのか？
- ・「各学校の生徒数が減少し続ける状況の中、今後必要な教育内容の定着を、如何に効果的に全児童・生徒に確保するか」です。
- ・それを考えるには、
「子どもたちがこれから生きて行く社会環境、すなわち日本や世界におけるこれからの社会生活環境を見据えて、児童・生徒への教育活動を充実・発展させねばならない。」ことだと言えます。
- ・「これからの社会生活環境の大きな変化」は、まず第1に明らかなことは「これからの子どもたちには、IT（情報技術）、AI（人工知能）社会での生き方が欠かせない」ことだと言えます。
- ・平成元年（1989年）ノートパソコンの発売以来30年、ITが急速に発展し、今は生まれたときからITに接しているため「デジタルネイティブ世代」と呼ばれている。
- ・スマートフォンの普及が進み、電話・カメラ・パソコンゲーム・音楽・映像すべてがコンパクトなスマートフォンに収まり、手軽に持ち運ぶことができる。もはや生活必需品と言って過言でない
- ・私たちの人間社会は、狩猟社会→農耕社会→工業社会（産業革命）→情報社会（コンピューター）と進み、そして今は「デジタル社会」や「超スマート社会」とも言われています。
- ・「デジタル社会」の到来です。リアルな「もの」や「サービス」を「デジタル化（非物質化）」することで新しい価値が生み出され、文化、産業、人間のライフスタイルを一変させていく社会です。情報のネットワーク、AI、ロボット等が社会のいたるところに入り込み、多くのものが効率化され、社会の構造が大きく変わりつつあります。
- ・良い面をとらえて、「スマート社会*」と内閣府の文書には出ていますが、
 *あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢・性別・地域・言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会
- ・一方で、「デジタル社会」の現実を見れば
- ・経済に影響大の「デジタル仮想通貨の拡大」に係わる社会問題、「人間の労働力の自動化」—AIによって代替される職業は49%も対象になるとも言われる。
- ・安全や生命倫理についても、AI殺人ロボット兵器の開発、先日のドローンによるサウジアラビアの石油施設の攻撃 等、大きな不安を生じる事象があります。
- ・「デジタル革命の光と影」の顕在化している時代です。これからの「令和の時代」は社会や人間の既存秩序が崩壊し、大転換の時代だと言われています。
- ・さて
- ・このような社会の中で「生きていく」のに必要な人間の力は何か？それは、AIにも実は到達できない領域があり、その領域をやはり人間が担うことになるということ。そうなることを私は強く信じたいと思っています。
- ・OECD（経済協力開発機構）の教育部会による「教育2030」において、AIにはできない人間が行える、行うべきとして「生き延びる力」を提起し、次の3つの力を提言している。
 - 1 新たな価値を創造する力— 創造性、好奇心、他者をオープンに受け入れる心
 - 2 対立やジレンマを克服する力—様々な競合する需要間のバランス
 - 3 責任ある行動を取る力—責任感・問題解決能力・適応能力等 　　です。

- ・ 実はこうした教育の方針は、既に日本の学校教育においては、平成10年に「生きる力」の育成として提起され、現在、引き続き教育現場での実践が継続しています。丁度その時、県の教育長時代で、大きく学校の教育方針が変わったと思いました。
- ・ 日本の学校教育においては、10年ごとに改定される国の学校教育基本方針を示す「学習指導要領」があります。平成14年（2002年）から実施の学習指導要領に大きな変化が見られ、基礎基本を確実に身につけさせ、自ら学び・自ら考える力などの「生きる力」の育成を基本的視点にしたことです。
- ・ **平成14年（2002年）から実施の学習指導要領**
 - （基本的視点）
 - 基礎基本を確実に身につけさせ、自ら学び・自ら考える力などの「生きる力」の育成
 - （基本的取組）
 - 1. 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成
 - 2. 多くの知識を教え込む教育を転換し、子どもたちが自ら学び自ら考える力の育成
 - 3. ゆとりのある教育を展開し、基礎基本の確実な定着と個性を活かす教育の充実
 - 4. 各学校が創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくり
 - （具体的取組）
 - 1. 授業時間の縮減
 - 2. 教育内容の厳選
 - 3. 「総合的な学習の時間」の創設
「課題発見・解決能力」「論理的思考力」「コミュニケーション能力」の向上
 - 4. 道徳教育の充実
 - 5. 国際化への対応
「小学校で英語に慣れ親しむ授業の実施」「中学校で言語活動を重視した授業」等
 - 6. 情報化への対応
「情報セキュリティーやパソコンを使った学習サポート」等
- ・ 創設された「総合的な学習の時間」の学習指導は、OECDの「生き延びる力」に当たる「課題発見・解決能力」「論理的思考力」「コミュニケーション能力」の向上を図るための具体的学習活動です。
 - 1. 探求的な学習—課題の設定・情報の収集・整理と分析・まとめと表現
 - 2. 協同的な学習
 - 3. 体験活動の重視
 - 4. 言語活動の重視
 - 5. 教科学習との関係
- ・ **平成19年（2007年）学校教育法改正における学力の3要素が明示されました。**
 - （学力の3要素）
 - 1. 基礎的・基本的な知識技能の習得
 - 2. その知識・技能を活用した「思考力・判断力・表現力」
 - 3. 主体的に学習に取り組む態度
- ・ まさに、時代を見据えた教育実践方針だと思います。

- ・市内の小中学校においても、「地域のカルタの作成と交流をユネスコスクールとして活動」「地域の良さを盛り込んだパンフレットづくりと世界遺産学習サミットでの発表」等、実施されている。
- ・「学力」を単なる知識の量として捉えるのではなく、現実社会で求められる「課題発見・解決能力」「論理的思考力」「コミュニケーション能力」の養成が学校において強く求められていると言える。児童・生徒たちが、地域に出かけ、多くの人やものと出会い、共に活動しながら、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、お互い話し合い、主体的に判断し、発表する、より良く問題を解決していく児童・生徒の姿です。この力こそが、デジタル社会の中での人間の持つべき力だと思います。
- ・このような経緯をたどって、今回の新学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度から実施されます。
- ・新学習指導要領の中では、「何ができるようになるのか」「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」を重視して授業の改善が更に図られます。
- ・まず、「何ができるようになるのか」については
- ・**新しい学習指導要領で育む資質・能力**
 - 1、**実際の社会や生活で生きて働く「知識および技能」**
 - 2、**未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」**
 - 3、**学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」**
- ・これら3つの力が社会に出てからも、学校で学んだこととして生かせるよう、これから3つの力をバランス良く育むよう教育を進めていくこととなります。
- ・「どのように学ぶのか」については
- ・**新しい学習指導要領に見る学び方の視点**
 - 1、「**主体的な学び**」になっているか。
 - 2、「**対話的な学び**」になっているか
 - 3、「**深い学び**」になっているか
- ・主体的・対話的での深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善が進められます。
- ・「アクティブ・ラーニング」とは、子どもが主体的・対話的で深い学びの授業や教育活動のことです。
- ・ある教育現場では、対話的という部分に重きを置き、子どもたちに単におしゃべりをさせることがよいといった風潮があると聞きます。そのような現場では、子どもたちには活力があり、対話による話し合いで授業が進んでいくので一見、アクティブ・ラーニングができているように見える。しかし、このような現場では子供が主体的にもの考えるという視点が欠けている。
- ・まずは、子供が主体的に考えるということから始めていく。そして主体的に考えたことを表現して、生徒間等他者で話し合っ議論を深めていく。これがさらに深い学びにつながっていく。そういった学びの場を子供たちに与えていかねばならないのです。
- ・また併せて、「対話的な学び」における学習活動は、学習指導要領にある「協同的な学習活動」や「言語活動の重視」「深い学び」「主体的な学び」につながるもので、出来れば多様なグループでの交流活動が望ましいと思います。

- ・その教育活動の意義を考えると、学年1クラスで在校中にクラス替えができないことは、児童・生徒間の多様な学習交流活動に欠けるところが出てくると思います。学校の統合再編にあたり、学校の学級数、生徒数の規模を判断する指標として考える必要があると言えるでしょう。
- ・正に教育現場では、大きく変わるこれからの時代を生き抜く子供たちのために欠かせない「人間力」の教育を展開し、これからの社会に期待される学校づくりをしていかねばなりません。
- ・最後に、教育・学習視点以外についてのコメントをしておきたい。
 1. 各校舎が人口急増期に集中的に整備されたため、今後20年で多くの建物が建築後60年を経過し建替え時期を迎える。当然、再編成の際の検討・考慮すべき事項です。
 2. 通学路については、歩行距離等に一定の基準を設定し、安全対策と必要に応じ代替通学手段を確保することです。
 3. 学校は教育のための施設であるが、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災・保育・地域交流等の場等、街づくりと密接不可分な様々な機能を併せ持っています。この教育施設の持つ多様な機能にも留意し、充実した教育の実現とともに、地域コミュニティの場として必要な機能も十分に考慮することが求められます。
- ・以上の内容を背景にしながら、今回の「樫原市教育施設再配置基本方針」（平成31年3月、樫原市教育委員会）が作成されました。今後とも、「子供たちの未来を考える」という視点で、地域でそして全市的に十分議論され、ご理解の下で具体的な計画が進むことを願っています。

1. これまでの検討経緯について

1.1. 本計画の策定に当たって

平成31年3月に策定した「橿原市教育施設再配置基本方針」で示した基本的な考え方にに基づき、教育施設の再編に向けた具体的な実施内容と、再編に伴って生じることが想定される諸課題への対応等について「(仮) 橿原市立学校再配置実施計画 (第1期)」に定めます。

1.2. 関連する主な計画

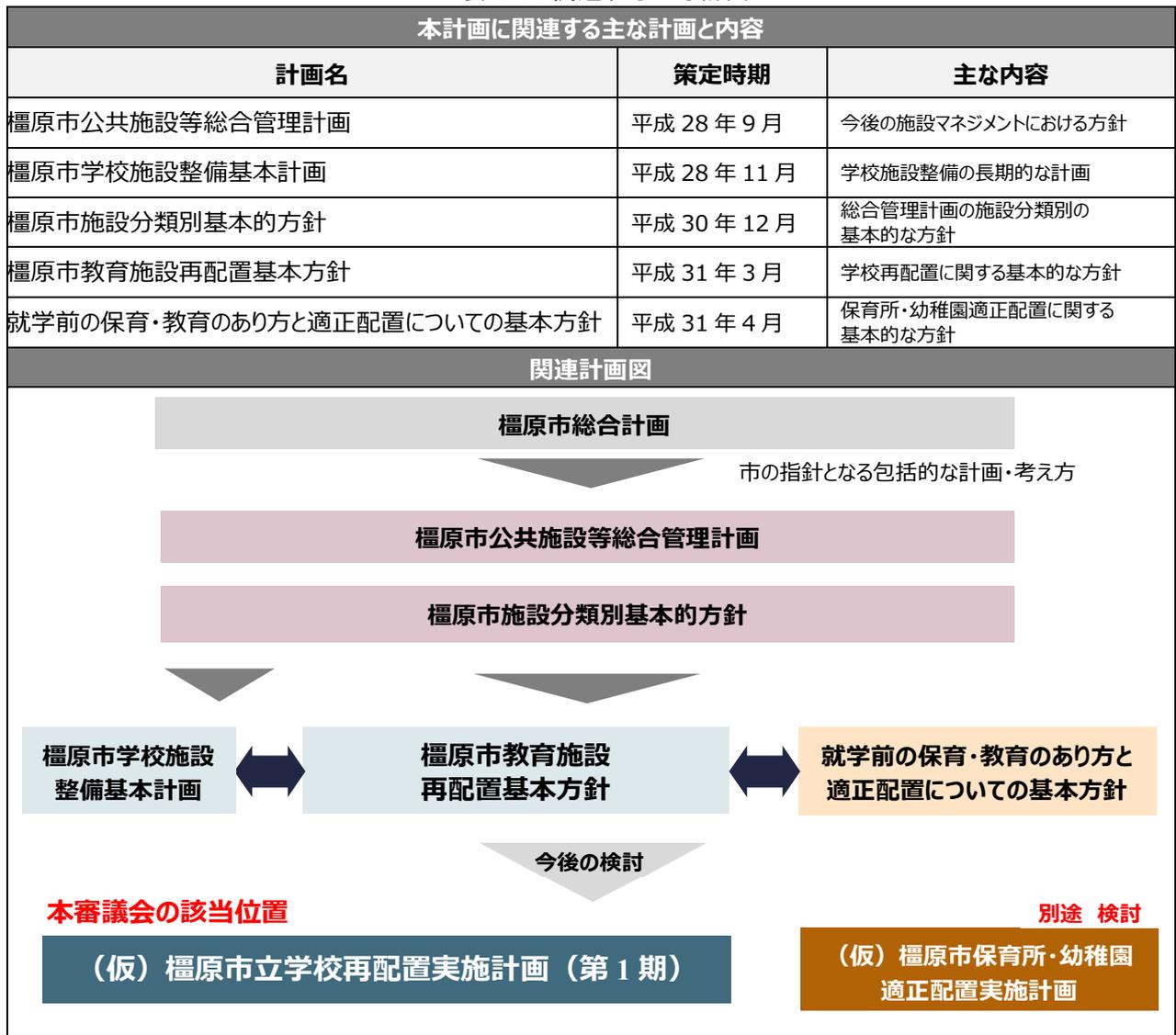
検討審議会では諮問書に示すとおり、

- (1) 2025年度までの橿原市立学校の再配置実施計画(第1期)に関する事項
 - (2) 再配置実施に伴って生じることが想定される諸課題への対応に関する事項
- について検討し答申いただくことを目的としています。

これらの検討にあたり、これまで本市で策定している教育施設に関連する各計画との整合を図りながら、本審議会を進めていく必要があると考えています。

以下に、主な計画との関連を示します。

表 1-1：関連する主な計画



1.3. 検討体制

本審議会は、諮問いたしました事項について、ご審議いただく場となります。本審議会に係る検討体制を下記のとおり示します。

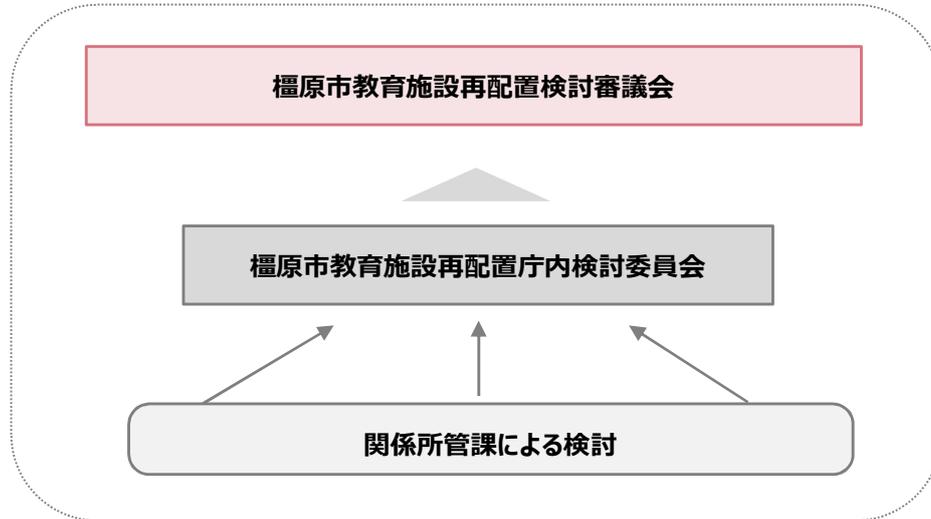


図 1-1：検討体制

1.4. 計画期間

本審議会における答申に基づき作成される「(仮) 檜原市立学校再配置実施計画 (第1期)」(以降、実施計画)の該当期間は令和3年度から令和7年度まで(5年間)としています。その後は、基本方針に示すとおり10年ごとに第2期から第4期までの実施計画策定を予定しています。

本審議におかれましては、令和37年度までを見据えつつ、令和7年度までの実施計画について審議をいただければと考えております。

表 1-2：計画期間

計画名	計画期間 (年度)								
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	~R17	~R27	~R37
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	~2035	~2045	~2055
檜原市教育施設再配置基本方針	前期						中期		後期
	基本方針								
(仮) 檜原市立学校再配置実施計画		実施計画 (第1期)					第2期	第3期	第4期
関連計画見直し時期									

2. 検討対象施設と再編実施時期について

2.1. 検討対象施設

2.1.1. 施設配置と学校区

本検討対象施設は、小学校16校、中学校6校です。この他、教育施設として、幼稚園10園、こども園5園があります。

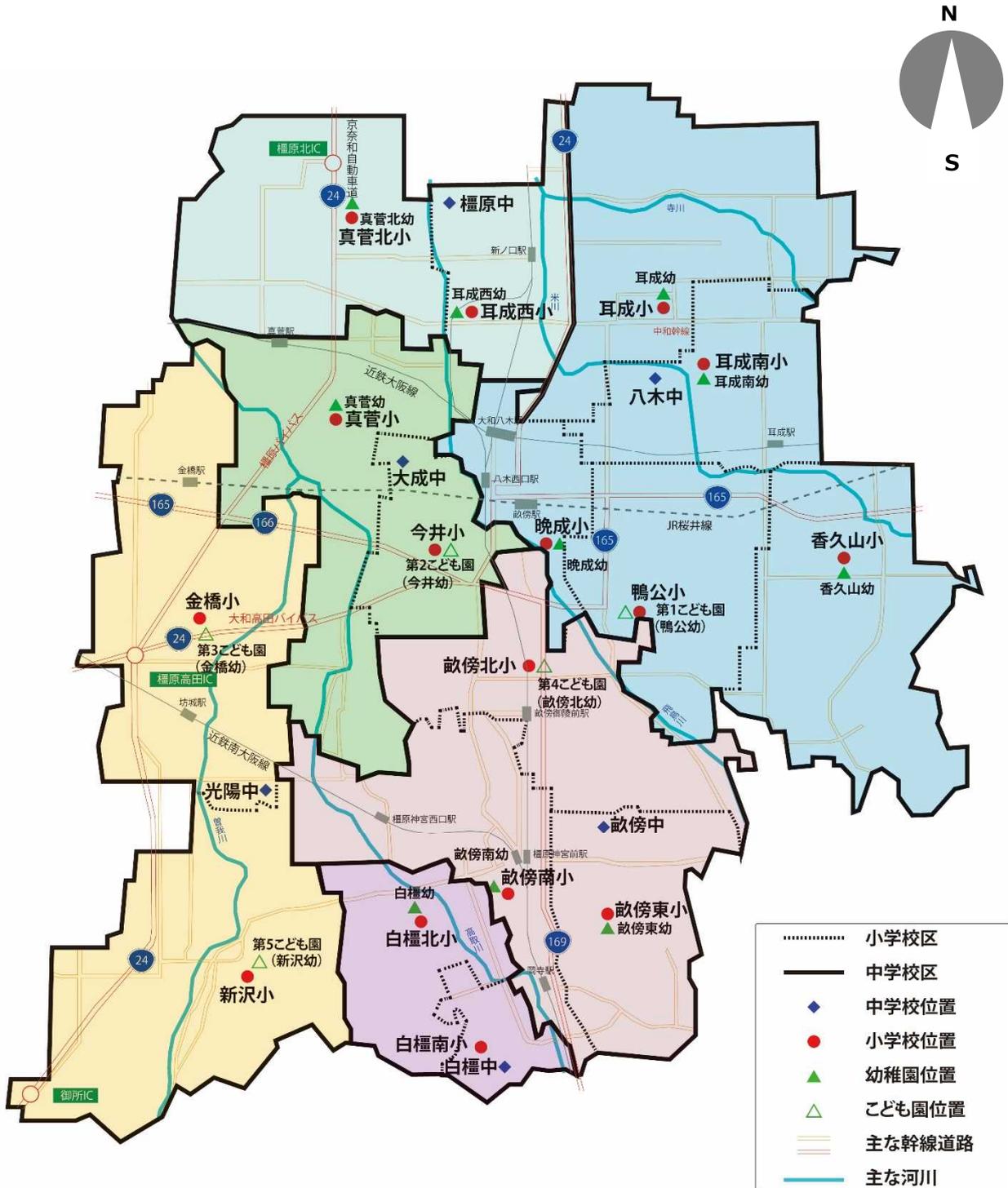


図 2-1 : 橿原市の学校区域図

2.2. 前期の再編対象施設

2.2.1. 基本方針で示す再編対象施設

基本方針での再編の組合せの結果、前期に再編を検討する学校は「白橿南・白橿北小学校」と「鴨公・香久山・晩成小学校」の5校が対象となりました。

凡例

● 小規模校になる時期（基本方針）

表 2-1：小規模校になる時期（基本方針抜粋）

	学校施設名	年度	前期		中期				後期	
			2020	2021 ～ 2025	2026 ～ 2030	2031 ～ 2035	2036 ～ 2040	2041 ～ 2045	2046 ～ 2050	2051 ～ 2055
畝傍中学校区	畝傍中学校									●
	畝傍南小学校									
	畝傍北小学校				●					
	畝傍東小学校									
八木中学校区	八木中学校									
	鴨公小学校					●				
	晩成小学校			●						
	耳成小学校									
	香久山小学校	●								
	耳成南小学校									
大成中学校区	大成中学校		●							
	今井小学校	●								
	真菅小学校									
光陽中学校区	光陽中学校			●						
	金橋小学校									
	新沢小学校	●								
白橿中学校区	白橿中学校	●								
	白橿南小学校	●								
	白橿北小学校	●								
橿原中学校区	橿原中学校				●					
	真菅北小学校									
	耳成西小学校							●		
小規模化する学校数			5小・2中		3小・2中				1小・1中	

表 2-2：学校の組合せと再編の実施時期（基本方針抜粋）

	年度	前期	中期	後期
		現在～2025	2026～2045	2046～2055
畝傍中学校区		畝傍南小・畝傍北小統合	● → ●	畝傍中・白橿中統合
八木中学校区		● → ●	鴨公小・晩成小・香久山小統合	
大成中学校区		大成中・光陽中統合	● → ●	今井小・真菅小統合
光陽中学校区			● → ●	金橋小編入（大成中学校区） 新沢小統合（白橿南北統合小へ）
白橿中学校区		● → ●	白橿南小・白橿北小統合	
橿原中学校区			真菅北小・耳成西小統合	● → ●

2.3. 前期の再編対象校の児童数推計値の更新

2.3.1. 実施計画における児童生徒数推計値

実施計画策定にあたっては、令和3年度から令和7年度まで（5年間）の具体的な推計値が必要となるため、令和元年度時点（2019年度時点）の橿原市の人口から、0歳児が翌年には1歳児にスライドするという考え方を基に、児童生徒数推計値（以降、スライド推計値）を作成しました。（補足資料03参照）
これらスライド推計値に基づく、再編対象施設の小規模校になる時期は以下のとおりです。

表 2-3：再編対象施設（白檀南・白檀北小学校）の児童数推計値（スライド推計値）

学校名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
白檀南 小学校 保有 教室数 14	児童数	126	132	133	126	126	122	106	105	94	93
	小1	20	15	22	15	15	27	4	14	13	12
	小2	28	20	16	23	15	15	28	4	14	14
	小3	16	32	22	17	25	17	16	30	5	16
	小4	25	17	30	21	16	23	16	15	29	5
	小5	20	26	17	32	22	17	25	17	16	30
	小6	17	22	26	18	33	23	17	25	17	16
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	特別支援学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	必要学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
余裕教室数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
白檀北 小学校 保有 教室数 22	児童数	195	184	174	171	177	162	167	165	164	167
	小1	28	29	26	21	34	21	37	26	25	24
	小2	36	33	30	27	23	36	22	39	28	27
	小3	31	35	31	29	26	21	34	21	37	26
	小4	25	29	34	30	28	25	21	33	20	36
	小5	34	24	29	35	31	28	25	21	33	21
	小6	41	34	24	29	35	31	28	25	21	33
	学級数	7	6	6	6	6	6	7	6	6	6
	特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	必要学級数	10	9	9	9	9	9	10	9	9	9
余裕教室数	12	13	13	13	13	13	12	13	13	13	

※ ：小規模校の場合

表 2-4：再編対象施設（鴨公・晩成・香久山小学校）の児童数推計値（スライド推計値）

学校名		年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
鴨公 小学校	児童数	274	258	227	206	193	177	171	169	174	175	
	小1	39	31	21	26	32	26	34	28	28	27	
	小2	42	39	32	22	27	32	26	35	28	28	
	小3	43	42	39	31	21	27	32	26	34	28	
	小4	46	45	42	39	31	21	26	32	26	34	
	小5	51	47	46	43	40	32	22	27	32	26	
	小6	53	54	47	45	42	39	31	21	26	32	
	学級数	12	10	9	8	7	6	6	6	6	6	
	特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	必要学級数	15	13	12	11	10	9	9	9	9	9	
余裕教室数	2	4	5	6	7	8	8	8	8	8		
晩成 小学校	児童数	301	300	301	321	323	318	321	321	317	310	
	小1	48	53	56	56	48	55	51	52	52	51	
	小2	59	48	53	57	57	48	55	52	53	52	
	小3	46	60	48	54	57	57	48	55	52	53	
	小4	38	43	58	47	52	55	55	47	54	50	
	小5	52	41	46	62	49	55	58	58	49	56	
	小6	58	55	40	45	60	48	54	57	57	48	
	学級数	11	12	11	12	12	12	12	12	12	12	
	特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	必要学級数	14	15	14	15	15	15	15	14	15	15	
余裕教室数	8	7	8	7	7	7	7	8	7	7		
香久山 小学校	児童数	113	122	121	116	98	95	98	90	88	85	
	小1	13	19	17	15	10	17	17	13	13	13	
	小2	20	13	19	16	14	10	17	16	13	13	
	小3	26	21	14	19	17	15	10	17	17	13	
	小4	19	30	22	15	21	18	16	11	19	18	
	小5	17	20	28	21	14	20	17	15	10	17	
	小6	18	19	21	30	22	15	21	18	16	11	
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	特別支援学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	必要学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
余裕教室数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ ：小規模校の場合

2.3.2. 再編の組合せシミュレーション結果

2.3.1.に示すスライド推計値の結果より、本実施計画の再編対象施設は「白檀南小学校・白檀北小学校」「鴨公小学校・香久山小学校・晩成小学校」の5校です。

以下に、これら対象施設の再編組合せシミュレーション結果を示します。

白檀南小と白檀北小の組合せでは、令和2年度（2020年度）時点で白檀北小学校にて再編可能です。鴨公小、香久山小、晩成小の組合せでは、令和6年度（2024年度）に晩成小学校にて再編可能です。鴨公小と香久山小は施設規模が小さいため、受け入れ先としての再編は実施できません。

表 2-5：白檀南・白檀北小学校の組合せシミュレーション

白檀南(14) 白檀北(22) 小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
児童数	316	307	297	303	284	273	270	258	260
小1	44	48	36	49	48	41	40	38	36
小2	53	46	50	38	51	50	43	42	41
小3	67	53	46	51	38	50	51	42	42
小4	46	64	51	44	48	37	48	49	41
小5	50	46	67	53	45	50	38	49	51
小6	56	50	47	68	54	45	50	38	49
学級数	12	12	12	11	11	11	11	11	12
特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
必要学級数	15	15	15	14	14	14	14	14	15
白檀南余裕教室数	-1	-1	-1	0	0	0	0	0	-1
白檀北余裕教室数	7	7	7	8	8	8	8	8	7
白檀南建築後年数	46	47	48	49	50	51	52	53	54
白檀北建築後年数	38	39	40	41	42	43	44	45	46

表 2-6：鴨公・香久山・晩成小学校の組合せシミュレーション

鴨公(17) 香久山(8) 晩成(22) 小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
児童数	680	649	643	614	590	590	580	579	570
小1	103	94	97	90	98	102	93	93	91
小2	100	104	95	98	90	98	103	94	93
小3	123	101	104	95	99	90	98	103	94
小4	118	122	101	104	94	97	90	99	102
小5	108	120	126	103	107	97	100	91	99
小6	128	108	120	124	102	106	96	99	91
学級数	20	19	19	19	18	18	18	18	18
特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
必要学級数	23	22	22	22	21	21	21	21	21
鴨公余裕教室数	-6	-5	-5	-5	-4	-4	-4	-4	-4
香久山余裕教室数	-15	-14	-14	-14	-13	-13	-13	-13	-13
晩成余裕教室数	-1	0	0	0	1	1	1	1	1
鴨公建築後年数	45	46	47	48	49	50	51	52	53
香久山建築後年数	37	38	39	40	41	42	43	44	45
晩成建築後年数	43	44	45	46	47	48	49	50	51

※赤枠：現在の施設における再編実施可能時期

※ ：小規模校の場合

※（数字）保有教室数

3. 検討項目について

3.1. 本審議会における主な検討項目

3.1.1. 現状のまとめ

実施計画（第1期）では、白檀南小学校、白檀北小学校、鴨公小学校、香久山小学校、晩成小学校の5校を再編対象とします。

そのうち、白檀南小学校と白檀北小学校の再編実施内容については、すでに再編可能な時期となっていることから、より具体的にとりまとめていただこうと考えています。

そのため、全5回の本審議会では、まず白檀南小学校と白檀北小学校の再編について、その後で、鴨公小学校、香久山小学校、晩成小学校の再編についてご審議いただこうと考えています。

3.1.2. 今後想定している検討事項と内容

今後審議いただくための諮問事項と検討事項との関連および検討内容を以下に示します。

(1) 検討事項

(1) 2025年度までの檀原市立学校の再配置実施計画（第1期）に関する事項

- ・対象施設の選定
- ・再編方法の決定
- ・再編における施設整備内容 など

(2) 再配置実施に伴って生じることが想定される諸課題への対応に関する事項

- ・通学路、通学方法
- ・跡地の活用 など

(2) 検討内容

表 3-1：今後の検討項目と内容

検討項目	検討内容
再編の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・統廃合、複合化などの再編方法検討 ・再編パターンの比較 ・統合目標年度
通学路・通学方法	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な通学路の考え方 ・通学支援方法や支援実施の条件
跡地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・再編により学校施設でなくなる建物および敷地の活用方法（例）売却、転用などによる活用など
再配置実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・再編に関する整備内容の整理 ・概算工事費の算出 ・事業実施手法の比較検討

1. 今後の検討スケジュールについて

1.1. 次回以降の開催時期

資料 06 にて提示したとおり、実施計画の対象は「白檀南小学校・白檀北小学校」および「鴨公小学校・香久山小学校・晩成小学校」です。審議会の前半では「白檀南小学校・白檀北小学校」の再編について、後半では「鴨公小学校・香久山小学校・晩成小学校」の再編についてご審議いただくスケジュールとしています。答申までの本審議会開催時期を以下に示します。

本日よりおおむね2ヶ月に1回の開催予定です。

表 1-1：今後の検討スケジュール（案）

令和元年度		令和2年度									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
第1回		第2回		第3回		第4回		パブリック コメント		第5回	答申

1.2. 各回の議題（案）

答申までの全5回の中で、検討いただくことを想定している議題は以下のとおりです。

表 1-2：各回の議題案

回数	内容	備考
第1回 (本日)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・実施計画検討について ・再編の進め方について (白檀南・白檀北小学校) ・今後の検討スケジュールについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出等 ・白檀南・白檀北小学校の再編の進め方
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・再編に伴う諸課題への対応について (白檀南・白檀北小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・白檀南・白檀北小学校の再編に伴う課題検討
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・再編実施に向けた取りまとめ (白檀南・白檀北小学校) ・再編の進め方について (鴨公・香久山・晩成小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・白檀南・白檀北小学校の検討結果取りまとめ ・鴨公・香久山・晩成小学校の再編の進め方
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・再編に伴う諸課題への対応について (鴨公・香久山・晩成小学校) ・パブリックコメント実施案について 	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨公・香久山・晩成小学校の再編に伴う課題検討 ・パブリックコメント実施案の検討
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果 ・答申案 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果を踏まえて答申案を検討
答申	<ul style="list-style-type: none"> ・檀原市教育施設再配置検討審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.1月予定

1. 再編の進め方について（白檀南・白檀北小学校）

1.1. 再編パターンについて

2校の再編を行った場合の効果と問題点を示します。

表 1-1：再編を行った場合の効果と問題点

再編方法	効果 (メリット)	問題点 (デメリット)
白檀南小学校 への統合	<ul style="list-style-type: none"> 隣接しているので、小中の連携が比較的行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に統合した場合、余裕教室が0になり、少人数学級指導などが行いにくいので、学校運営に制限が出る可能性がある。 通学距離が最大約2.4kmとなる。 幼稚園と隣接しないので連携しにくい。
白檀北小学校 への統合	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年に統合した場合、余裕教室が7教室あり、少人数学級指導などが行いやすいので、柔軟な学校運営ができる。 他施設との複合化もできる可能性がある。 通学距離が最大約2.0km以内となる。 幼稚園と隣接することで連携しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校と中学校が離れているので小中の連携が行いにくい。

再編パターンの比較から、白檀北小学校への統合が望ましいと考えます。

表 1-2：白檀南・白檀北小学校の組合せシミュレーション（再掲）

白檀南(14) 白檀北(22) 小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
児童数	316	307	297	303	284	273	270	258	260
小1	44	48	36	49	48	41	40	38	36
小2	53	46	50	38	51	50	43	42	41
小3	67	53	46	51	38	50	51	42	42
小4	46	64	51	44	48	37	48	49	41
小5	50	46	67	53	45	50	38	49	51
小6	56	50	47	68	54	45	50	38	49
学級数	12	12	12	11	11	11	11	11	12
特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
必要学級数	15	15	15	14	14	14	14	14	15
白檀南余裕教室数	-1	-1	-1	0	0	0	0	0	-1
白檀北余裕教室数	7	7	7	8	8	8	8	8	7
白檀南建築後年数	46	47	48	49	50	51	52	53	54
白檀北建築後年数	38	39	40	41	42	43	44	45	46

1.2. 白檀南小学校と白檀北小学校の現況

白檀南小学校、白檀北小学校の施設状況を配置平面図にて示します。

【現状】白檀南小学校	【現状】白檀北小学校
校舎（延床面積）：3,689㎡ 体育館（延床面積）：701㎡ 運動場：7,070㎡	校舎（延床面積）：4,971㎡ 体育館（延床面積）：1,059㎡ 運動場：11,007㎡
配置平面図	配置平面図

図 1-1：白檀南小学校・白檀北小学校の配置平面図

1.3. 通学路・通学方法について

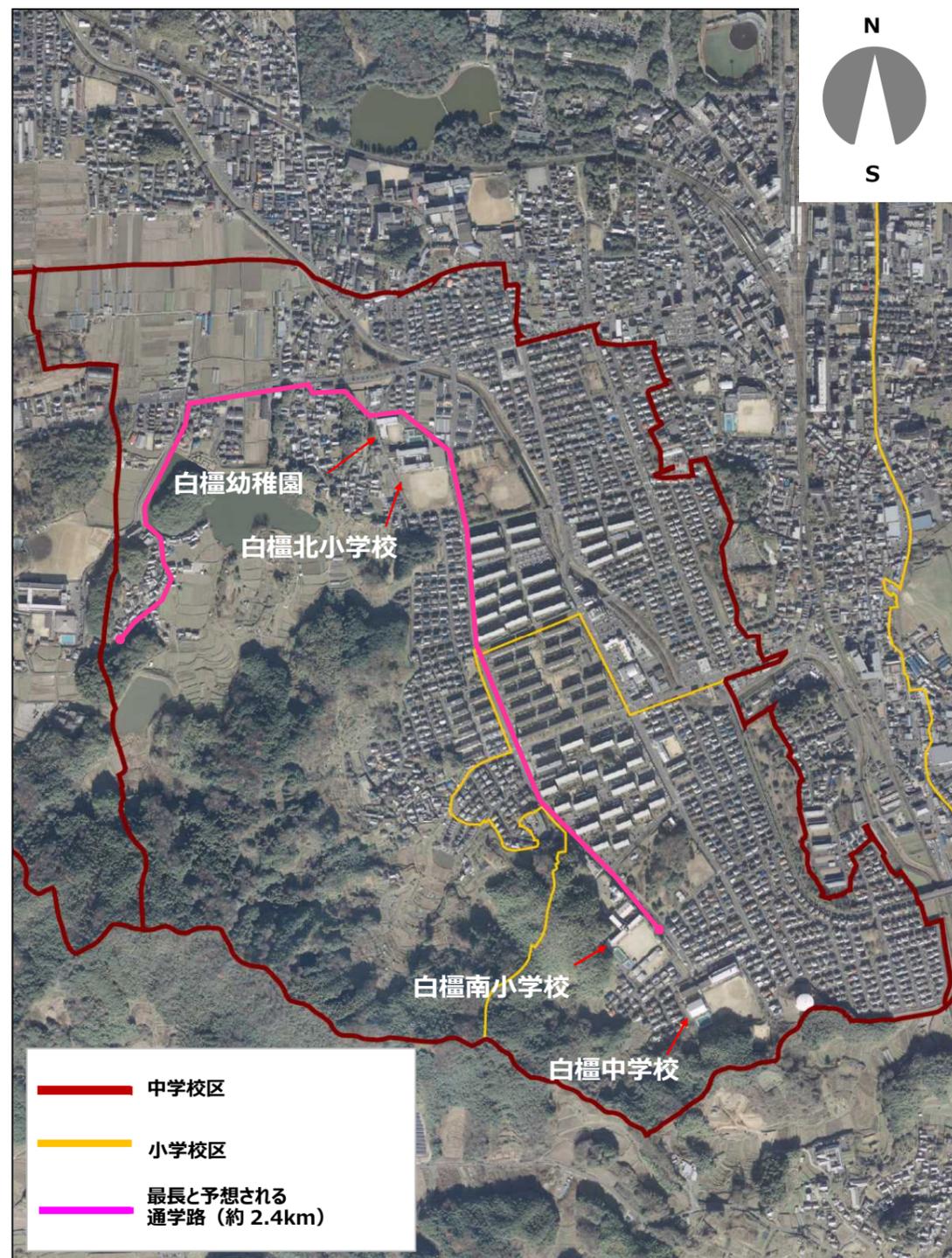
白檀南小学校へ統合した場合の通学距離は最大で約2.4kmとなります。

白檀北小学校へ統合した場合の通学距離は最大で約2.0kmとなります。

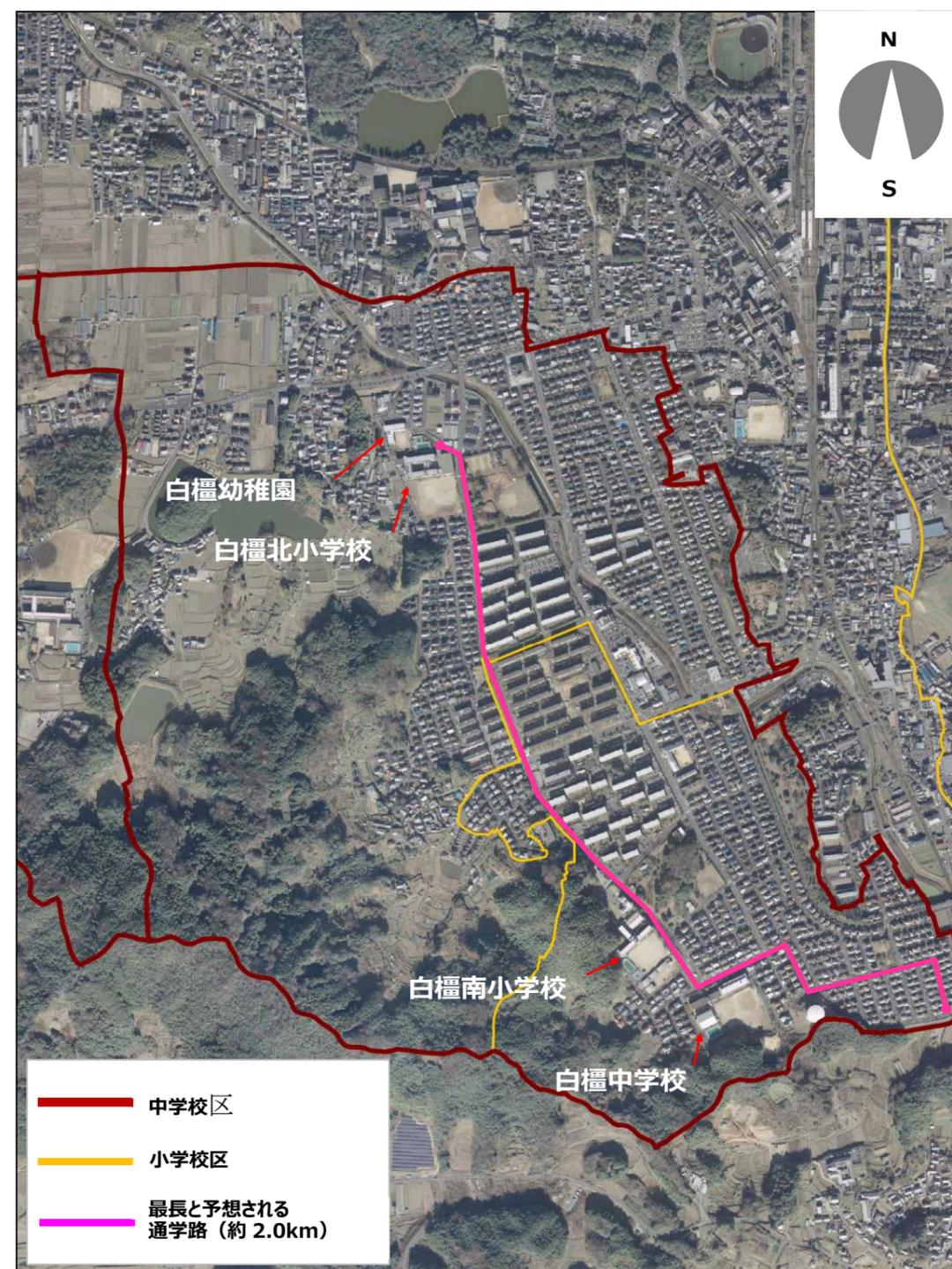
また、通学路についても従来の通学路をほぼ利用できます。

このことから徒歩での通学が望ましいと考えます。

白檀南小学校へ統合した場合に予想される最長の通学路



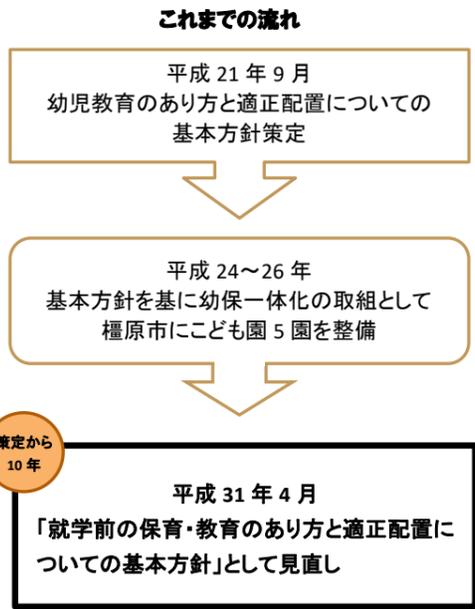
白檀北小学校へ統合した場合に予想される最長の通学路



■ 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針【概要版】

本市では就学前の子どもたちの保育・教育について、社会情勢の変化による保護者のニーズの変化にどのように対応していくか、幼保一体化も視野に入れ議論を進めてきました。そして平成21年9月に「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」を策定し、こども園の整備を行うなど、幼保一体化に取り組みました。

しかしながら、策定からおよそ10年の歳月が経過し、これまでの時代の変化やニーズをふまえるとともに、平成31年3月に橿原市教育委員会が策定した「橿原市教育施設再配置基本方針」とも連動して、「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」として改訂しました。令和元年10月からは幼児教育・保育無償化が実施されることも踏まえて、今後、この基本方針に基づき、橿原市全体としての具体的な実施計画を策定して適正化に取り組んでまいります。



1. 公立保育所・幼稚園の現状・課題

保育所と幼稚園の現状と課題

保育所は社会での就労が母親(女性)にとって大きく影響し、それに関連して保育所保育の重要性が求められるようになったため、少子化にも関わらず入所希望は増加傾向にあります。

一方で幼稚園(こども園を除く 10 園)は、園児数の減少が著しく、年長・年少ともに複数クラスとなっているのは1園のみとなっています。

園児数が少ない園では、人間関係の固定化や子ども同士が切磋琢磨する機会の減少という教育の質の低下につながる懸念が生じています。

保育所の現状	平成 30 年度定員 810 名に対し入所児童数は 804 名と定員近くまで達しており、近年の少子化にもかかわらず保育所への入所希望が増加。
幼稚園の現状	園児数の減少傾向は著しく、ピーク時である昭和 53 年度の 3,092 人から平成 30 年度は 592 人と約 19%まで減少。

2. 就学前の保育・教育のあり方についての基本的な考え方

今後の就学前の保育・教育のあり方について

これまでの幼児教育は保育所、幼稚園という別々の制度の中で、保育・教育の環境を提供してきました。

しかし、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出など子育て環境も変化し、幼児教育に求められることがらにも変化が見られます。例えば、多くの保護者はより質の高い保育・教育の提供、3歳児保育、給食の実施などの願いを持っています。これまでの「保育所は保育」「幼稚園は教育」という概念は双方の施設ともその基本は根底に置くものの、同じような保育・教育が受けられることが求められています。

橿原市としては、就学前の保育・教育については一体的に行うことが、子どもたちにとってふさわしいと考えます。そのため、これまで市が取り組んできたこども園の検証も踏まえつつ、今後の方向性を探っていく必要があります。

今後の取組のために

- ◆保育・教育に対するニーズの把握
- ◆就学前の保育・教育統一カリキュラムなどの活用
- ◆公・私の協調・連携

3. 公立保育所・幼稚園の適正配置実施計画の策定について

適正配置の実施にあたっては以下の適正規模・適正配置の基本的な考え方を踏まえ、実施計画を進めていきます。

①適正規模の基本的な考え方

クラス編制・教員配置の基準について

- ・こども園の長時間部(保育所部分)と短時間部(幼稚園部分)は、保育所の4歳・5歳児の基準とします。
- ・幼稚園については、1クラス34名を維持し、それに伴った教員を配置します。
- ・幼保一体化施設(こども園)、幼稚園ともに特別な支援を要する幼児の入園に際しては職員の加配に配慮します。
- ・認定こども園については、クラス編制や配置については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な配置基準とします。

クラス構成数について

- ・こども園については、施設の収容数に応じて長時間部(保育所部分)と短時間部(幼稚園部分)の定員を設けます。
- ・幼稚園については各学年複数クラスの編制とします。
- ・認定こども園を新たに設置する場合については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な構成とします。

②適正配置の基本的な考え方

- ・適正配置については、各学年複数クラスを設けることが必要です。また、教育的効果を考えるとき、適正規模が満たされない幼稚園については、一定規模の園児数を満たすクラス編制ができるよう適正化を図ることが必要です。

③公立施設の再編整備についての基本的な考え方

- ・公立施設の適正規模・適正配置に伴う再編整備については、段階的に実施することが望ましいと考えます。再編整備の方法については、統廃合だけでなく、指定管理者制度などの民間活力の導入、認定こども園、幼稚園・小学校の連携についても検討します。
- ・幼稚園の3歳児保育の実施については十分な配慮・検討を行います。
- ・統廃合を行う際には、原則的に施設の増築はせず、現在の施設を利用します。
- ・保育・教育の用に供されなくなった施設については地域によって活用方法の考え方には違いがあると考えられますが、跡地の売却も含めて検討していきます。
- ・一時的な検討に終わることなく、継続的に各園の状況を鑑みながら取り組む必要があります。

適正配置の際の留意事項

適正配置の実施にあたっては、基本的な考え方に加え、以下の留意事項も踏まえ、実施します。

通 園 区 に つ い て: 適正配置計画を実行する際には、卒園後、進学する小学校、中学校は同じであることが望ましい点を考慮し当面は現状の中学校区内を原則とします。しかし、私立保育園・幼稚園への通園希望者もあり、少子化社会が進行する中にある場合は、園の適正規模の確保が難しいことも想定され、通園区については、小・中学校と必ずしも同じにはならない可能性があります。

通園の安全確保、通園支援: 通園区の変更により、通園が著しく困難となるケースは、支援の方策、その要支援距離の目安についても橿原市教育施設再配置基本方針を参考にしながら検討します。

新しい保育・教育環境について: 再編整備の実施にあたっては、子どもたちの生活の連続性とリズムの多様性に留意し、保育・教育が途切れることのないような工夫が必要です。

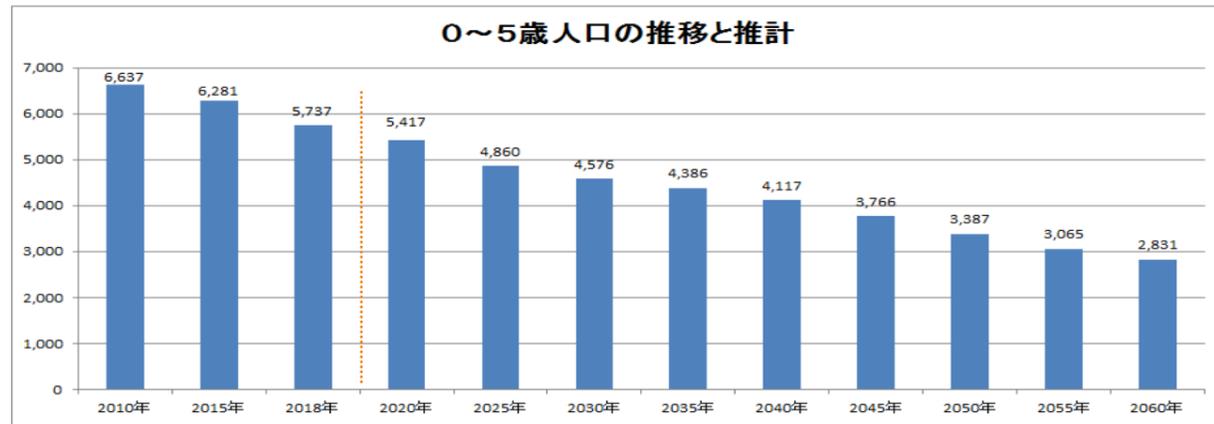
■ 参考資料

0～5歳人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(以降、社人研)が公表している推計方法※に基づき、橿原市の0～5歳人口を推計した結果では、2018年の5,737人から2060年には2,831人となり、2,906人減少する見込みです。

※社人研推計:現状のまま、出生率、人口の移動、死亡率等が推移していくと仮定し推計した値。

※0～5歳人口:社人研0～4歳推計値に社人研5～9歳推計値を5で割った数を5歳推計値として合計した値。

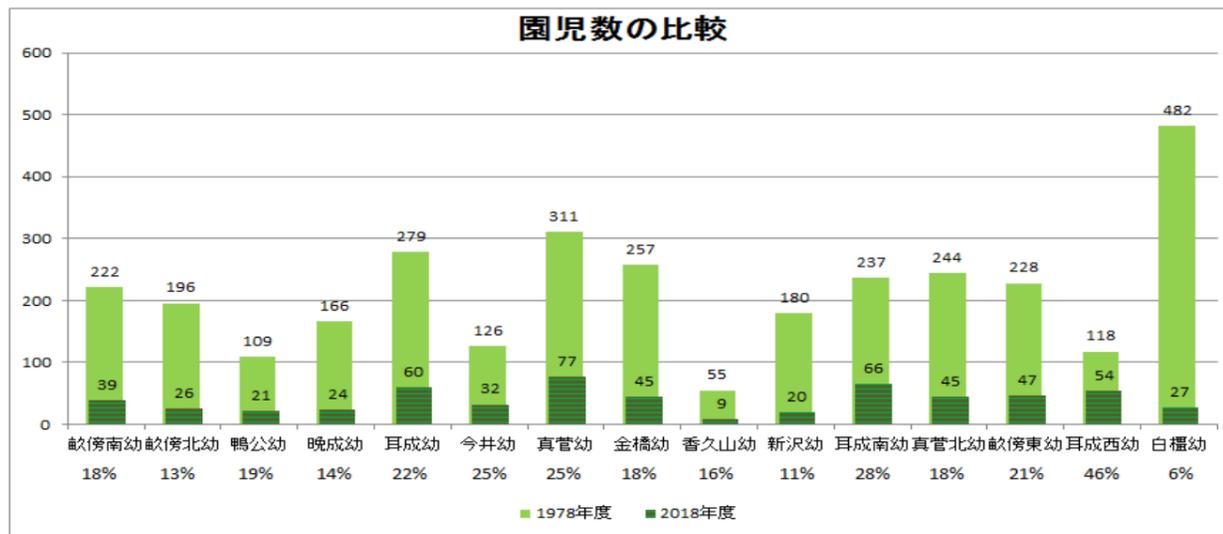


幼稚園の園児数の比較

園児数増加のピーク※を迎えた1978年度と2018年度の比較ではすべての幼稚園で園児数が大きく減少しています。

※耳成西幼のピーク時は1982年度の値。

※白樺幼のピーク時は白樺南幼と白樺北幼の園児数の合計。



主たる建物の建築年数

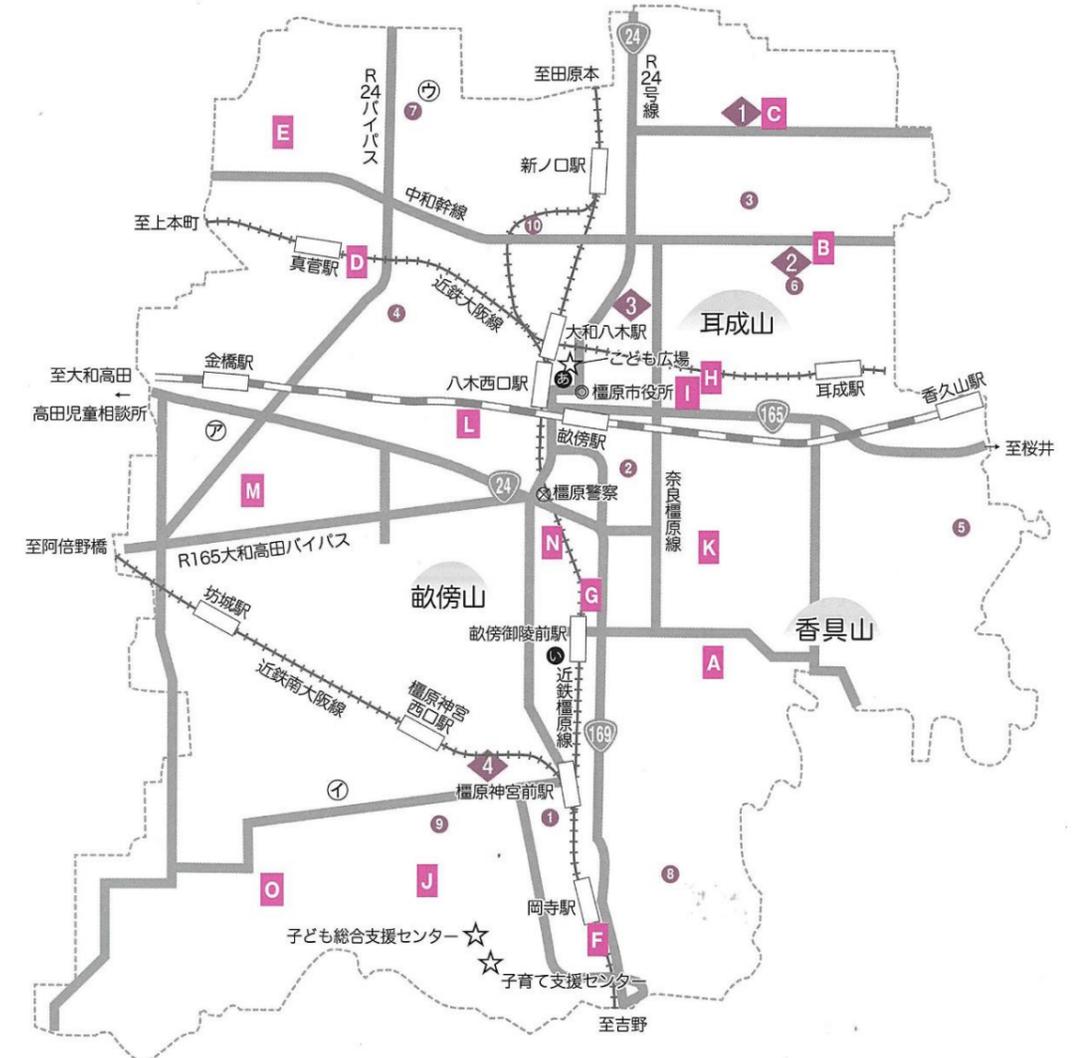
2018年時点主たる建物の建築年数が40年以上となる施設は4幼稚園(耳成南幼、真菅北幼、畝傍東幼、白樺幼)となっています。

施設名	築年数(年)
第1こども園(藤原京・鴨公幼)	22
第2こども園(今井保・今井幼)	18
第3こども園(金橋保・金橋幼)	33
第4こども園(大久保・畝傍北幼)	37
第5こども園(川西・新沢幼)	37
こども園平均	29.4

施設名	築年数(年)	施設名	築年数(年)
畝傍南幼稚園	34	耳成南幼稚園	43
晩成幼稚園	39	真菅北幼稚園	43
耳成幼稚園	36	畝傍東幼稚園	41
真菅幼稚園	37	耳成西幼稚園	38
香久山幼稚園	39	白樺幼稚園	40
幼稚園平均		幼稚園平均	39

赤字:こども園、幼稚園それぞれの平均値を超える場合を示す。

橿原市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園マップ



番号	園名	所在地
①	くちなし幼稚園	葛本町
②	常盤幼稚園	常盤町
③	のぞみ幼稚園	新賀町
④	聖心幼稚園	久米町

番号	園名	所在地
①	畝傍南幼稚園	見瀬町
②	晩成幼稚園	縄手町
③	耳成幼稚園	葛本町
④	真菅幼稚園	曾我町
⑤	香久山幼稚園	膳夫町
⑥	耳成南幼稚園	山之坊町
⑦	真菅北幼稚園	大垣町
⑧	畝傍東幼稚園	大軽町
⑨	白樺幼稚園	白樺町
⑩	耳成西幼稚園	上品寺町

番号	園(所)名	所在地
A	(福)ともえ学園	田中町
B	(福)常盤保育園	常盤町
C	(福)くちなし保育園	葛本町
D	(福)このみ学園	曾我町
E	(福)ひかり保育園	中曾司町
F	(福)愛育保育園	見瀬町
G	あおば保育園	大久保町
H	おひさまほいくえん	醍醐町
I	にこにこパーク保育園	醍醐町

番号	園(所)名	所在地
J	(福)橿原保育園	白樺町

※(福)は社会福祉法人

番号	園(所)名	所在地
㊦	ラビキッズワールドイオンモール橿原保育園	曲川町イオンモール内1F
㊧	ほれほれ保育園	北越智町
㊨	わくわく保育園	飯高町

番号	園(所)名	所在地
第1こども園		
K	藤原京保育所	四分町
K	藤原京保育所(分園)鴨公幼稚園	縄手町
第2こども園		
L	今井保育所	今井町
L	今井保育所(分園)今井幼稚園	今井町
第3こども園		
M	金橋保育所	雲梯町
M	金橋幼稚園	雲梯町
第4こども園		
N	大久保保育所	大久保町
N	大久保保育所(分園)畝傍北幼稚園	大久保町
第5こども園		
O	川西保育所	川西町
O	新沢幼稚園	川西町

㊦ 分庁舎(ミグランス)(子育て総合窓口)
㊨ 保健福祉センター

信頼される園・学校づくり

家庭や地域、関係機関と連携し、魅力ある園・学校づくり、開かれた園・学校づくり、安全・安心の園・学校づくりを推進し、保護者や地域住民等の信頼に応える。

魅力ある園・学校

園・学校は、地域の実態及び子どもたちの特性等を踏まえ、子どもたちが主体的・創造的に活動できるよう、特色ある教育課程を編成し、魅力ある園・学校づくりに努める。

開かれた園・学校

園・学校は、教育内容や教育活動の状況及び学校評価の結果等について、積極的に情報を発信し、保護者や地域住民との協働に努める。
また、学校関係者評価や学校評議員制度を活用して学校改善を図る。

安全・安心の園・学校

園・学校は、生活全般にわたる安全教育を行うとともに、家庭や地域住民及び関係機関と連携した交通安全、防犯・防災体制の充実を図る。

教職員研修の重点

使命の自覚と資質の向上

教職員は、その使命を自覚し、絶えず人権感覚を磨くとともに自己の目標達成に向けた取組を通して、資質の向上に努める。

具体的な研修課題の設定

全教職員の共通理解のもと、園・学校の教育目標に基づいた具体的な課題を設定する。

実践に結び付く研修

幼児児童生徒理解を深め、教材研究や授業研究を組織的・計画的に行い、日々の授業の充実・改善に努めるとともに、実践的な指導力の向上を目指す。

研修成果の積み上げ

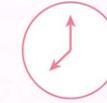
今日的な課題に対応できるよう研修や実践を点検・評価し、その深化・充実に努める。

橿原市学校教育の指導方針

平成31（2019）年度

子どもたちに「豊かな価値観・夢の共有」を！

生きる力をはぐくむ園・学校



確かな学力

基礎・基本の定着を図り、それらを活用する力を育む

主体的に学ぶ態度の育成

豊かな人間性

正しく判断し、行動する力を育む

規範意識の向上

たくましい心身

進んで運動に取り組む力を育む

体力の向上

● 教育長メッセージ ●

グローバル化によって社会は多様化し、また、急激な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面しています。

子どもたちが、「豊かな価値観や夢を共有することによって、たくましく未来を生きぬいていく」ためには、様々な知識や技能を活用し、他者と協働して課題解決を図ることのできる力や心身の健康に育まれた豊かな人間性を養うことが必要です。そのためにも、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を目指し、教職員一人一人が、使命感に燃え、教育にあたってほしいと思います。

橿原市のすべての子どもたちが、「分かる楽しさ」や「できるようになった喜び」にキラキラと瞳を輝かせながら「園・学校に行くことが楽しみ」と思える魅力ある保育実践や授業づくりに向け、園・学校が総力をあげて取り組んでください。

平成31年1月

教育長 吉本重男

幼児児童生徒理解 **学び続ける教職員** 保育内容の充実 授業改革

保護者や地域から信頼され期待に応える園・学校



飛鳥・藤原の宮都（きゅうと）とその関連資産群
「飛鳥・藤原」を世界遺産に！

大和三山



市の木「榎の木」



市章



市の花「くちなし」

今井の町並み

校種別指導の重点

幼稚園



小学校



中学校

育 成

確かな学力の

- 幼児自ら様々な活動にかかわろうとする力を育てる。
- 遊びや生活の中で気付いたり、できるようになったりしたことなどを使いながら、思考力・判断力・表現力の基礎を育てる。



- 個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、体験的な学習、問題解決的な学習等を通して、学ぶ楽しさや分かる喜びを感じさせ、主体的に学び考える力を育てる。
- 各教科等において、対話的な学びを充実させ、思考力、判断力、表現力を育てる。



- 個に応じた指導の充実を図り、学習活動の工夫などを行い、学習意欲を高めるとともに、基礎的・基本的な知識や技能を定着させ、主体的に学習に取り組む態度を育てる。
- 小学校で学んだ各教科等の内容を踏まえて、対話的な学びをさらに充実させ、思考力、判断力、表現力を育てる。

育 成

豊かな人間性の

- 友だちと一緒に活動する体験を通して、規範意識の芽生えを養い、生活に必要な習慣や態度を身に付けさせる。
- 自然や身近な人々のふれあいなど、多様な体験を通して心のつながりや生命を大切にする豊かな心を育てる。



- 社会生活を送る上での基本的な生活習慣を身に付けさせ、自己有用感を育み、規範意識や公共心を育てる。
- 人権尊重の精神に基づき、よりよい生き方・生命の大切さを学び、互いのちがいを豊かさにとらえ、つながりを大切にする心や認め合う心・感動する心など豊かな人間性を育てる。



- 教育活動全般を通じて、規範意識を身に付けさせ、社会参画しようとする態度と自己有用感の育成に努める。
- 生涯にわたって人権を尊重する社会の形成者として行動できるよう、人権についての知識理解を深め、人権を尊重する態度・技能を身に付けさせる。

育 成

たくましい心身の

- 遊びの中で十分に体を動かす心地よさや運動する楽しさを味わわせ、心身の発達を促す。
- 健康で安全に暮らすための基本的な生活習慣を身に付けさせる。



- 様々な運動のよさを知り、楽しむ体験を通して、自ら進んで運動に取り組もうとする態度を培う。
- 健康で安全に暮らすための基礎的な知識や生活習慣・生活行動を身に付けさせ、健康の保持増進を図り、楽しく明るい生活を営む態度を養う。



- 様々な運動及び部活動等を通して、運動を楽しみ、かつ技量を高める体験を積みながら、自ら進んで運動に取り組む力を身に付けさせる。
- 健康で安全に暮らすための確かな知識や生活習慣・生活行動を維持・向上させ、生涯にわたってたくましく生きるための心身を育てる。

よりよい教育の充実に向けて

人権教育（自尊感情を醸成し、自他の人権を守ろうとする意識や意欲、実践的な行動力を養う。）

就学前保育・教育

- 橿原市就学前保育・教育指針に基づき、一人一人の子どもの発達をプロセスで捉え、保育・教育内容を構築し推進する。
- 子どもの発達状況を滑らかにつなぐために、乳幼児期からの生活及び発達や学びの連続性をふまえ、小・中との接続を図る。
- 家庭教育力の向上を目指した子育て支援の充実を図る。

生徒指導

- 全教職員の共通理解及び共通行動に基づいた組織的な指導体制の確立に努めるとともに、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応に努める。
- 日常のふれあいや相談活動等を通して児童生徒理解を深め、よりよい信頼関係の構築に努めるとともに、教育活動全般を通じて、一人一人の自尊感情を高めさせる取組に努める。
- いじめ・不登校や問題行動等について、未然防止の取組を進めるとともに、早期発見・早期対応に努め、組織で対応する。

安全教育

- 自他の命を守るために、防犯・防災・交通安全教育等を通して、危機予測・危機回避の能力を身に付けさせる。
- 家庭や地域社会との連携を図りながら、他者や社会の安全に貢献できる資質や実践力の育成に努める。

特別支援教育

- 個々の違いを尊重しつつ、多様な子どもたちが生き生きと活躍できる学校や園を目指す。
 - 幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた力を高めるため、教育的なニーズの把握と適切な指導及び必要な支援を行う。
 - 全ての教職員が、特別支援教育に関する理解と認識を一層深め、インクルーシブ教育システムの構築に向け、園・校内体制の充実を図る。
- ※インクルーシブ教育システム…共生社会実現のための共に学ぶ教育の仕組み

読書活動

- 「読み聞かせ」や「朝の読書活動」等、発達段階に応じた読書活動の推進を図る。
- 学校図書館等の活用により、豊かな感性や表現力、創造力を培う。

キャリア教育

- 社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力・態度を育て、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる。

道徳教育

- 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

情報教育

- ICTの効果的な活用を促し、情報を適切かつ主体的に収集・判断・処理・発信する基礎的な資質や能力を育成する。
- 情報モラルの確立を目指して、学校教育全体で組織的・継続的に指導を行い、家庭や地域との連携を深める。

食 育

- 食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付けさせ、自己の健康管理に努めさせるとともに、家庭や地域と連携し食育の充実を図る。

郷土学習・国際理解教育

- 郷土や自国の歴史や伝統・文化、自然環境に対する理解を深め、郷土を愛し、誇りに思う心を育てる。
- 世界の国々の生活や文化の違いを理解、尊重し、国際社会の中で共に生きるための資質や能力を育てる。

1. 学校区別の園児児童生徒数推計の方法

1.1. 推計値作成の方法

1.1.1. 推計値作成の前提条件

1歳刻みの推計値算出にあたっては、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの学校区別1歳刻み総人口の傾向を元に、令和元年度の0歳人口が、令和2年度の1歳人口にスライドすると仮定する手法を用いる。（以降、スライド推計という）

園児児童生徒数は、スライド集計結果をもとに平成27年度から令和元年度までの各年齢に占める園児児童生徒割合の傾向が今後も続くと仮定する手法を用いる。

これら手法はあくまで、平成27年度から令和元年度までの傾向が今後も続くと仮定した場合の推計値となる。ただし、令和元年度の人口は実数であるため、児童数については6年後、生徒数については9年後までの見込みは、大きな社会情勢の変化等が生じない限り、現状からスライド推計によって得られる数値が最も確実性の高い数値になると考えられる。

以上の手法において、5年間の1歳刻み人口推移及び園児児童生徒数推移から得られる傾向を踏まえて、推計値を作成する。

◆人口推移より得られる傾向

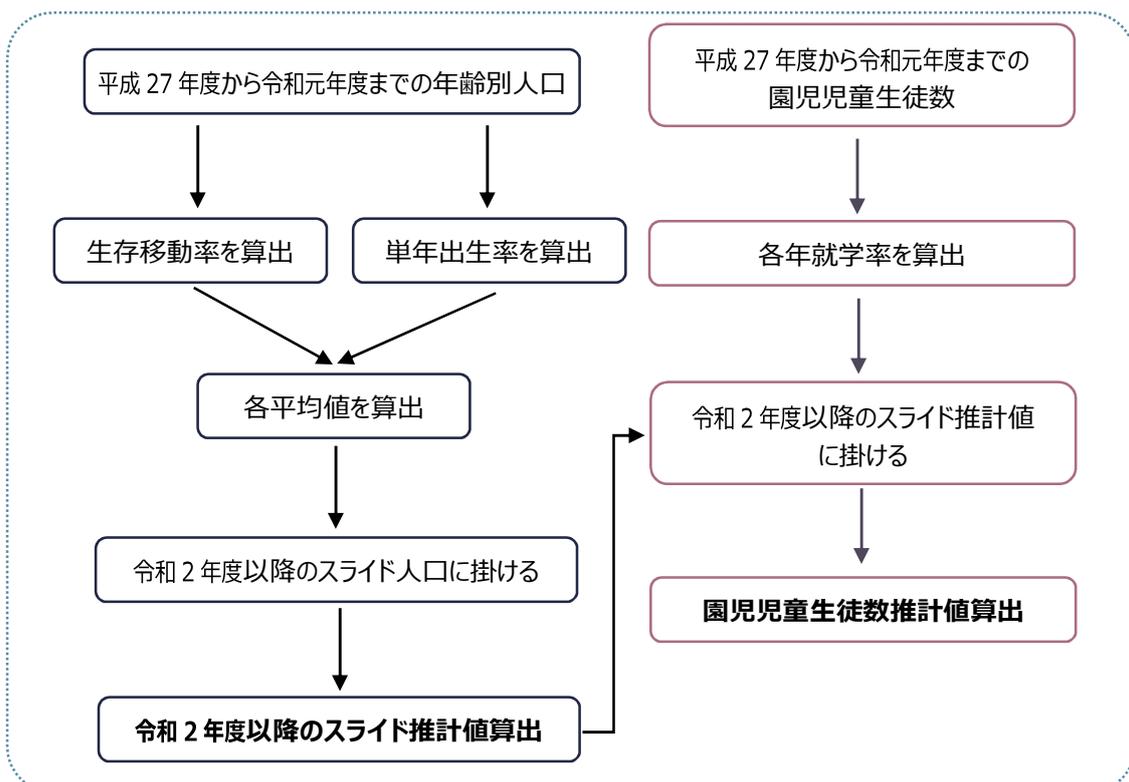
- 1 各年齢人口における次の年への変化割合（“生存移動率”と定義する）
- 2 各年の出生率（“単年出生率”と定義する）

◆園児児童生徒数の推移より得られる傾向

- 3 各年齢人口に占める園児児童生徒数の割合（“各年就学率”と定義する）

1.1.2. 推計値作成のフロー

各学校の学級数推計までのフローは以下のとおり。なお、推計値は学校区別に算出する。



1.2. 推計値作成の解説

1.1.2.に示すフローの各手順について、畝傍南小学校を例に解説する。

なお、自治体別の人口推計には、過去の傾向から算出した「移動率」「生存率」「出生率」が必要となる。これら数値は、国立社会保障・人口問題研究所が日本全国的な傾向による調整を行った上で、公開している数値である。

今回のスライド推計値作成においては、橿原市独自に作成するため、これら数値を得ることはできない。そのため、平成27年度から令和元年度までの傾向から簡易版の数値を算出する。

1.2.1. 生存移動率の算出方法

移動率と生存率をあわせた簡易版の数値として N年の1歳人口がN+1年の2歳人口となる割合を算出する。

平成27年度：0歳人口60人 ⇒ 2016年：1歳人口66人 生存移動率：1.10
 平成27年度：1歳人口75人 ⇒ 2016年：2歳人口68人 生存移動率：0.91
 ※以降、全年齢の5年間分を算出

年度 年 齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	平均値
	2015	2016	2017	2018	2019	
0	-	-	-	-	-	-
1	-	1.10	0.91	0.89	1.09	1.00
2	-	0.91	1.00	0.97	0.92	0.95
3	-	0.96	0.99	0.97	1.00	0.98
4	-	1.19	0.94	0.96	0.97	1.01
5	-	0.99	0.96	1.06	0.94	0.99
6	-	0.82	0.93	1.00	0.96	0.93

左記のとおり、各年齢が次の年にスライドした場合の割合を算出し、平均値化。

平均値を令和2年度以降のスライド推計値に反映する。
 (太字)

その結果、令和元年度の0歳人口59人は令和6年度時点では、6歳時51人になると推計される。(赤塗セル)

※推計値はすべて切上げによる端数処理を行っている。

年度 年 齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総数	9,027	8,987	8,931	8,831	8,761	8,706	8,648	8,582	8,515	8,437	8,361
0	60	65	72	47	59						
1	75	66	59	64	51	59					
2	70	68	66	57	59	48	56				
3	68	67	67	64	57	58	47	54			
4	77	81	63	64	62	58	59	48	55		
5	84	76	78	67	60	61	57	58	47	55	
6	67	69	71	78	64	56	57	53	54	44	51

※計算結果は四捨五入による端数処理を行っている。(以降、同様)

1.2.2. 単年出生率の算出方法

出生率は1人の女性が生涯（15歳～49歳の間）に出産する子どもの数から定義される。実際に一人ひとりの女性が出産する子どもの数を集計していないため、5最階級別人口の5年毎の数値を利用した手法により合計特殊出生率として算出されている。

本検討では簡易版として、単年出生率を15歳から49歳人口の半数を女性とし、その年の0歳人口と女性15歳から49歳人口の割合から求める。

畝傍南小学校区の平成27年度人口より
 15歳から49歳の女性人口：3,777人 / 2 = 1,888.5人
 0歳人口：60人
 女性人口に占める0歳人口割合：0.031771（こども女性比）
 単年出生率：0.031771 × 35 = 1.111994

単年出生率の算出結果						
年度 年齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	平均
	2015	2016	2017	2018	2019	
単年出生率	1.111994	1.21301	1.361794	0.91516	1.180337	1.156459
こども女性比	0.031771	0.034657	0.038908	0.026147	0.033724	0.033042
15～49歳人口	3777	3751	3701	3595	3499	3412.667
女性人口	1888.5	1875.5	1850.5	1797.5	1749.5	1706.334
0歳人口	60	65	72	47	59	

以上の単年出生率を令和2年度以降の各年における15歳から49歳人口に掛ける



畝傍南小学校区の年齢別人口の推移と推計											
年度 年齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総数	9,027	8,987	8,931	8,831	8,761	8,706	8,648	8,582	8,515	8,437	8,361
0	60	65	72	47	59	56	55	53	52	50	49
1	75	66	59	64	51	59	56	55	53	51	50
2	70	68	66	57	59	48	56	53	52	50	49
3	68	67	67	64	57	58	47	54	52	51	49
4	77	81	63	64	62	58	59	48	55	53	52
5	84	76	78	67	60	61	57	58	47	55	52
6	67	69	71	78	64	56	57	53	54	44	51

以上のとおり、令和2年度以降の生存移動率を反映したスライド推計結果から、各年の0歳人口（青色セル）を算出した結果をあわせ、スライド推計値とする。

1.2.3. 各年就学率の算出

2015年から2019年までの年齢別人口と園児児童生徒数から、各年齢の就学率を算出する。

年齢	園児児童生徒数					年齢別人口				
	H27	H28	H29	H30	H31 R1	H27	H28	H29	H30	H31 R1
	2015	2016	2017	2018	2019	2015	2016	2017	2018	2019
4	22	21	20	17	13	77	81	63	64	62
5	21	24	21	22	18	84	76	78	67	60
6	61	64	66	77	62	67	69	71	78	64
7	69	60	64	66	74	77	64	70	69	75
8	59	68	61	65	66	61	72	65	71	70
9	67	59	68	61	66	73	61	73	65	72
10	58	64	58	69	61	69	70	59	73	65
11	79	56	65	59	71	63	60	71	61	76
12	238	239	177	211	194	250	262	212	252	243
13	222	239	238	179	213	272	264	262	214	256
14	206	220	239	239	179	241	255	264	263	214

※中学生は畝傍南、畝傍北、畝傍東人口の合計値に対する割合

年齢	各年就学率						平均値
	H27	H28	H29	H30	H31 / R1		
	2015	2016	2017	2018	2019		
4	0.29	0.26	0.32	0.27	0.21	0.27	
5	0.25	0.32	0.27	0.33	0.30	0.29	
6	0.91	0.93	0.93	0.99	0.97	0.94	
7	0.90	0.94	0.91	0.96	0.99	0.94	
8	0.97	0.94	0.94	0.92	0.94	0.94	
9	0.92	0.97	0.93	0.94	0.92	0.93	
10	0.84	0.91	0.98	0.95	0.94	0.92	
11	1.25	0.93	0.92	0.97	0.93	1.00	
12	0.95	0.91	0.83	0.84	0.80	0.87	
13	0.82	0.91	0.91	0.84	0.83	0.86	
14	0.85	0.86	0.91	0.91	0.84	0.87	

以上の各年就学率の傾向が今後も続くと仮定し、各年就学率の平均値をスライド集計値に掛けた結果を園児児童生徒推計値とする。

1.2.4. 園児児童生徒数推計値

畝傍南幼稚園、畝傍南小学校、畝傍中学校の園児児童生徒数の推計結果は以下のとおり。

年度 年齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総数	9,027	8,987	8,931	8,831	8,761	8,706	8,648	8,582	8,515	8,437	8,361
4	77	81	63	64	62	58	59	48	55	53	52
5	84	76	78	67	60	61	57	58	47	55	52
6	67	69	71	78	64	56	57	53	54	44	51
7	77	64	70	69	75	62	54	55	52	52	43
8	61	72	65	71	70	75	62	54	55	51	52
9	73	61	73	65	72	70	75	63	54	56	52
10	69	70	59	73	65	71	69	74	61	53	55
11	63	60	71	61	76	64	70	68	73	61	53
12	250	262	212	252	243	267	217	258	230	239	221
13	272	264	262	214	256	249	273	222	264	235	244
14	241	255	264	263	214	252	246	268	219	261	231

※中学生は畝傍南、畝傍北、畝傍東人口の合計値

年度 年齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総数	9,027	8,987	8,931	8,831	8,761	8,706	8,648	8,582	8,515	8,437	8,361
4	22	21	20	17	13	16	16	13	15	15	14
5	21	24	21	22	18	18	17	17	14	16	16
6	61	64	66	77	62	53	54	51	51	42	48
7	69	60	64	66	74	59	51	53	49	50	41
8	59	68	61	65	66	71	59	51	52	49	50
9	67	59	68	61	66	66	71	59	51	52	49
10	58	64	58	69	61	66	64	69	57	50	51
11	79	56	65	59	71	65	71	69	74	61	53
12	238	239	177	211	194	232	189	225	200	207	192
13	222	239	238	179	213	214	235	191	228	202	210
14	206	220	239	239	179	221	215	235	192	228	202

以上の、園児児童生徒数の推計値に基づき、各学校の規模を推計する。

1. 検討データ集

1.1. スライド推計値

1.1.1. 児童生徒数推計値一覧

スライド推計による各学校の児童生徒数推計値は以下のとおり。

表 1-1：各学校の児童生徒数推計値一覧（スライド推計値）

年度 学校名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
1 畝傍南小	400	380	370	352	334	304	292	284	277	270
2 畝傍北小	294	278	276	265	255	246	226	217	218	216
3 鴨公小	274	258	227	206	193	177	171	169	174	175
4 晩成小	301	300	301	321	323	318	321	321	317	310
5 耳成小	475	459	447	432	431	430	418	412	391	390
6 今井小	268	291	290	324	323	323	325	321	330	324
7 真菅小	684	670	656	636	625	575	593	579	562	553
8 金橋小	427	445	440	444	461	462	467	462	466	458
9 香久山小	113	122	121	116	98	95	98	90	88	85
10 新沢小	224	212	192	176	167	152	149	136	134	129
11 白檀南小	126	132	133	126	126	122	106	105	94	93
12 耳成南小	632	620	606	617	627	601	574	573	567	557
13 真菅北小	611	597	578	555	520	503	470	446	433	429
14 畝傍東小	665	661	660	627	619	585	565	537	511	496
15 白檀北小	195	184	174	171	177	162	167	165	164	167
16 耳成西小	483	483	486	450	447	430	432	423	415	426
1 畝傍中	586	667	639	651	620	637	604	597	567	541
2 八木中	904	905	926	868	833	799	832	814	792	751
3 大成中	418	438	480	463	485	492	475	467	447	478
4 光陽中	312	317	319	337	323	322	302	315	293	302
5 白檀中	149	150	161	154	145	154	158	157	141	125
6 檀原中	565	558	526	514	508	514	482	472	453	429
全合計	9,106	9,127	9,008	8,805	8,640	8,403	8,227	8,062	7,834	7,704
児童数合計	6,172	6,092	5,957	5,818	5,726	5,485	5,374	5,240	5,141	5,078
生徒数合計	2,934	3,035	3,051	2,987	2,914	2,918	2,853	2,822	2,693	2,626

1.1.2. 学校別の児童生徒数および学級数の推計値

(1) 畝傍中学校区

学校名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
畝傍南 小学校 保有 教室数 24	児童数	400	380	370	352	334	304	292	284	277	270
	小1	62	53	54	51	51	42	48	46	45	44
	小2	74	59	51	53	49	50	41	47	45	44
	小3	66	71	59	51	52	49	50	41	47	45
	小4	66	66	71	59	51	52	49	49	41	47
	小5	61	66	64	69	57	50	51	47	48	39
	小6	71	65	71	69	74	61	53	54	51	51
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11
	特別支援学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	必要学級数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17
余裕教室数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	
畝傍北 小学校 保有 教室数 21	児童数	294	278	276	265	255	246	226	217	218	216
	小1	59	45	35	36	40	36	36	36	36	35
	小2	46	57	46	36	37	40	36	36	37	36
	小3	50	46	56	46	36	36	40	36	36	36
	小4	51	48	45	56	45	35	36	40	36	35
	小5	34	46	45	43	52	43	33	34	37	34
	小6	54	36	49	48	45	56	45	35	36	40
	学級数	11	11	11	11	10	9	8	7	7	6
	特別支援学級数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	必要学級数	16	16	16	16	15	14	13	12	12	11
余裕教室数	5	5	5	5	6	7	8	9	9	10	
畝傍東 小学校 保有 教室数 24	児童数	665	661	660	627	619	585	565	537	511	496
	小1	95	114	109	97	94	77	75	85	83	82
	小2	106	96	117	112	100	96	79	77	87	85
	小3	107	112	94	115	110	98	95	78	76	86
	小4	129	103	111	93	114	109	97	94	77	75
	小5	110	129	103	110	93	114	108	97	93	77
	小6	118	107	126	100	108	91	111	106	95	91
	学級数	19	20	20	18	18	18	17	16	16	16
	特別支援学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	必要学級数	25	26	26	24	24	24	23	22	22	22
余裕教室数	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	
畝傍 中学校 保有 教室数 26	生徒数	586	667	639	651	620	637	604	597	567	541
	中1	194	232	189	225	200	207	192	192	178	165
	中2	213	214	235	191	228	202	210	195	195	181
	中3	179	221	215	235	192	228	202	210	194	195
	学級数	16	18	17	17	16	18	17	16	15	15
	特別支援学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	必要学級数	18	20	19	19	18	20	19	18	17	17
余裕教室数	8	6	7	7	8	6	7	8	9	9	

※ : 小規模校の場合

橿原市教育施設再配置検討審議会

(2) 八木中学校区

学校名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
鴨公 小学校 保有 教室数 17	児童数	274	258	227	206	193	177	171	169	174	175
	小1	39	31	21	26	32	26	34	28	28	27
	小2	42	39	32	22	27	32	26	35	28	28
	小3	43	42	39	31	21	27	32	26	34	28
	小4	46	45	42	39	31	21	26	32	26	34
	小5	51	47	46	43	40	32	22	27	32	26
	小6	53	54	47	45	42	39	31	21	26	32
	学級数	12	10	9	8	7	6	6	6	6	6
	特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	必要学級数	15	13	12	11	10	9	9	9	9	9
余裕教室数	2	4	5	6	7	8	8	8	8	8	
晩成 小学校 保有 教室数 22	児童数	301	300	301	321	323	318	321	321	317	310
	小1	48	53	56	56	48	55	51	52	52	51
	小2	59	48	53	57	57	48	55	52	53	52
	小3	46	60	48	54	57	57	48	55	52	53
	小4	38	43	58	47	52	55	55	47	54	50
	小5	52	41	46	62	49	55	58	58	49	56
	小6	58	55	40	45	60	48	54	57	57	48
	学級数	11	12	11	12	12	12	12	12	12	12
	特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	必要学級数	14	15	14	15	15	15	15	15	15	15
余裕教室数	8	7	8	7	7	7	7	7	7	7	
耳成 小学校 保有 教室数 22	児童数	475	459	447	432	431	430	418	412	391	390
	小1	83	70	89	63	72	67	74	66	65	63
	小2	67	86	69	88	62	71	66	73	66	64
	小3	73	66	85	69	87	62	70	65	72	65
	小4	73	69	63	81	66	83	59	67	62	69
	小5	97	71	69	62	81	65	83	58	67	62
	小6	82	97	72	69	63	82	66	83	59	67
	学級数	15	14	14	14	15	14	14	13	12	12
	特別支援学級数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	必要学級数	20	19	19	19	20	19	19	18	17	17
余裕教室数	2	3	3	3	2	3	3	4	5	5	

※ : 小規模校の場合

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
香久山 小学校	児童数	113	122	121	116	98	95	98	90	88	85
	小1	13	19	17	15	10	17	17	13	13	13
	小2	20	13	19	16	14	10	17	16	13	13
	小3	26	21	14	19	17	15	10	17	17	13
	小4	19	30	22	15	21	18	16	11	19	18
	小5	17	20	28	21	14	20	17	15	10	17
	小6	18	19	21	30	22	15	21	18	16	11
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	特別支援学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	必要学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	余裕教室数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	耳成南 小学校	児童数	632	620	606	617	627	601	574	573	567
小1		112	92	99	100	104	90	91	93	92	90
小2		115	118	93	100	101	105	90	91	94	92
小3		94	115	116	91	98	99	103	88	89	92
小4		90	93	115	117	91	98	99	103	89	90
小5		113	88	94	115	117	92	99	99	103	89
小6		108	114	89	94	116	117	92	99	100	104
学級数		19	18	18	18	18	18	18	18	18	18
特別支援学級数		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
必要学級数		23	22	22	22	22	22	22	22	22	22
余裕教室数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
八木 中学校		生徒数	904	905	926	868	833	799	832	814	792
	中1	309	298	315	248	263	282	280	245	261	240
	中2	295	308	300	316	250	265	284	281	247	261
	中3	300	299	311	304	320	252	268	288	284	250
	学級数	24	24	24	23	22	22	22	23	22	20
	特別支援学級数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	必要学級数	31	31	31	30	29	29	29	30	29	27
	余裕教室数	10	10	10	11	12	12	12	11	12	14

※ : 小規模校の場合

橿原市教育施設再配置検討審議会

(3) 大成中学校区

学校名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
今井 小学校 保有 教室数 14	児童数	268	291	290	324	323	323	325	321	330	324
	小1	38	62	47	64	66	56	44	56	56	56
	小2	56	38	59	44	61	63	53	42	53	54
	小3	65	52	38	59	44	60	62	53	42	53
	小4	26	62	52	38	59	44	60	62	53	42
	小5	48	29	66	55	40	62	46	63	65	55
	小6	35	48	28	64	53	38	60	45	61	64
	学級数	10	10	10	11	11	11	12	12	12	12
	特別支援学級数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	必要学級数	14	14	14	15	15	15	16	16	16	16
余裕教室数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
真菅 小学校 保有 教室数 31	児童数	684	670	656	636	625	575	593	579	562	553
	小1	93	106	113	101	97	76	109	95	93	92
	小2	124	89	103	109	98	94	74	105	92	90
	小3	109	127	92	106	113	101	97	76	109	95
	小4	123	108	124	90	104	111	99	95	75	107
	小5	122	118	109	125	91	105	112	100	96	76
	小6	113	122	115	105	122	88	102	108	97	93
	学級数	21	21	20	19	19	18	18	17	17	17
	特別支援学級数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	必要学級数	28	28	27	26	26	25	25	24	24	24
余裕教室数	3	3	4	5	5	6	6	7	7	7	
大成 中学校 保有 教室数 27	生徒数	418	438	480	463	485	492	475	467	447	478
	中1	146	147	172	146	171	177	128	164	155	160
	中2	134	164	147	173	145	173	178	129	166	156
	中3	138	127	161	144	169	142	169	174	126	162
	学級数	12	13	14	13	14	14	14	14	13	13
	特別支援学級数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	必要学級数	16	17	18	17	18	18	18	18	17	17
	余裕教室数	11	10	9	10	9	9	9	9	10	10

※ : 小規模校の場合

橿原市教育施設再配置検討審議会

(4) 光陽中学校区

学校名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
金橋 小学校 保有 教室数 27	児童数	427	445	440	444	461	462	467	462	466	458
	小1	61	80	72	80	87	80	70	76	75	73
	小2	81	65	79	71	78	86	79	69	75	74
	小3	67	77	63	77	69	76	84	77	67	73
	小4	72	70	81	66	81	73	80	88	81	70
	小5	77	75	70	80	66	81	73	80	88	80
	小6	69	78	75	70	80	66	81	72	80	88
	学級数	13	13	14	13	14	15	14	14	15	14
	特別支援学級数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	必要学級数	20	20	21	20	21	22	21	21	22	21
余裕教室数	7	7	6	7	6	5	6	6	5	6	
新沢 小学校 保有 教室数 20	児童数	224	212	192	176	167	152	149	136	134	129
	小1	32	37	22	26	22	25	27	22	21	20
	小2	38	31	36	22	26	22	24	27	22	21
	小3	32	37	29	34	21	24	21	23	25	21
	小4	39	29	35	28	33	20	23	20	22	24
	小5	37	39	29	35	28	32	20	23	20	22
	小6	46	39	41	31	37	29	34	21	24	21
	学級数	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	特別支援学級数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	必要学級数	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
余裕教室数	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	
光陽 中学校 保有 教室数 24	生徒数	312	317	319	337	323	322	302	315	293	302
	中1	87	111	110	110	95	110	89	108	88	98
	中2	109	95	113	113	113	98	114	92	112	91
	中3	116	111	96	114	115	114	99	115	93	113
	学級数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	必要学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
余裕教室数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

※ : 小規模校の場合

橿原市教育施設再配置検討審議会

(5) 白檀中学校区

学校名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
白檀南 小学校 保有 教室数 14	児童数	126	132	133	126	126	122	106	105	94	93
	小1	20	15	22	15	15	27	4	14	13	12
	小2	28	20	16	23	15	15	28	4	14	14
	小3	16	32	22	17	25	17	16	30	5	16
	小4	25	17	30	21	16	23	16	15	29	5
	小5	20	26	17	32	22	17	25	17	16	30
	小6	17	22	26	18	33	23	17	25	17	16
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	特別支援学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	必要学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
余裕教室数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
白檀北 小学校 保有 教室数 22	児童数	195	184	174	171	177	162	167	165	164	167
	小1	28	29	26	21	34	21	37	26	25	24
	小2	36	33	30	27	23	36	22	39	28	27
	小3	31	35	31	29	26	21	34	21	37	26
	小4	25	29	34	30	28	25	21	33	20	36
	小5	34	24	29	35	31	28	25	21	33	21
	小6	41	34	24	29	35	31	28	25	21	33
	学級数	7	6	6	6	6	6	7	6	6	6
	特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	必要学級数	10	9	9	9	9	9	10	9	9	9
余裕教室数	12	13	13	13	13	13	12	13	13	13	
白檀 中学校 保有 教室数 24	生徒数	149	150	161	154	145	154	158	157	141	125
	中1	47	54	53	47	44	62	50	43	47	35
	中2	46	52	54	53	47	44	63	50	43	47
	中3	56	44	54	54	54	48	45	64	51	43
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5
	特別支援学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	必要学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7
余裕教室数	16	16	16	16	16	16	16	16	16	17	

※ : 小規模校の場合

檀原市教育施設再配置検討審議会

(6) 檀原中学校区

学校名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019 現時点	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
真菅北 小学校 保有 教室数 30	児童数	611	597	578	555	520	503	470	446	433	429
	小1	91	101	84	76	71	82	61	74	73	71
	小2	101	93	101	85	76	71	82	62	74	73
	小3	105	98	90	98	82	74	69	80	60	72
	小4	98	105	100	92	100	84	75	71	81	61
	小5	98	99	104	99	91	100	83	75	70	81
	小6	118	101	99	105	100	92	100	84	75	71
	学級数	18	18	18	18	17	16	15	14	14	14
	特別支援学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	必要学級数	26	26	26	26	25	24	23	22	22	22
	余裕教室数	4	4	4	4	5	6	7	8	8	8
耳成西 小学校 保有 教室数 21	児童数	483	483	486	450	447	430	432	423	415	426
	小1	66	76	75	56	81	63	68	68	67	66
	小2	76	65	77	75	56	81	63	68	68	67
	小3	87	84	68	81	79	59	85	66	72	71
	小4	97	88	83	68	80	79	58	85	66	71
	小5	76	94	86	81	67	79	77	57	83	65
	小6	81	76	97	89	84	69	81	79	59	86
	学級数	15	16	16	15	14	13	14	13	13	13
	特別支援学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	必要学級数	21	22	22	21	20	19	20	19	19	19
	余裕教室数	0	0	0	0	1	2	1	2	2	2
檀原 中学校 保有 教室数 26	生徒数	565	558	526	514	508	514	482	472	453	429
	中1	183	180	159	176	175	165	144	163	147	121
	中2	196	185	178	157	173	172	163	143	161	144
	中3	186	193	189	181	160	177	175	166	145	164
	学級数	15	15	14	14	14	15	14	14	13	13
	特別支援学級数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	必要学級数	19	19	18	18	18	19	18	18	17	17
	余裕教室数	7	7	8	8	8	7	8	8	9	9

※ : 小規模校の場合